



五

第2次五戸町総合振興計画
(後期基本計画)
latter period Master Plan

戸





はじめに

五戸町は、平成27年度に「第2次五戸町総合振興計画」を策定し、前期の5年間に於いて積極的にまちづくりに取り組んでまいりました。

時代は、平成から令和へ変わり、自然災害の多い時代から新型コロナウイルスの世界的蔓延など、日々予測できない災害への備えが要求される時代となりました。このような社会情勢においても、町民一人ひとりがそれぞれの役割を理解し、一丸となって住み続けたいと思えるまちづくりを行うための指針として、後期基本計画を策定いたしました。

町の将来像を「人とまちの活力で未来を拓く、共創（協創）の郷 ごのへ」と掲げ、計画においては「第2期五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策と連動・整合させ、将来像実現のため6つの基本目標を定め、私達の郷土の明るい未来の灯りをより輝かせるため、ともに歩んでまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの町民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに厚くお礼申し上げますとともに、ご多忙の中、何度もご審議を賜りました総合振興計画審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

皆様が大好きな五戸町のさらなる発展のため、今後のまちづくりへの積極的な参画とより一層のご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

五戸町長 若 宮 佳 一

第 2 次五戸町総合振興計画

(後期基本計画)

■ ■ 目 次 ■ ■

第1部 序論	1
第1章 後期基本計画の策定に当たって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付けと役割	1
3 計画の構成と期間	2
第2章 第2次総合振興計画の概要	3
1 まちづくりの基本方針	3
2 基本構想	4
第2部 後期基本計画	7
序章 基本計画について	7
1 基本計画の目的と計画期間	7
第1章 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち	8
1 生活環境施策の大綱	8
2 各施策での取組指針	8
施策1-1 土地利用・整備	11
施策1-2 住環境・生活空間	13
施策1-3 道路・交通網・情報基盤	15
施策1-4 上下水道	17
施策1-5 環境保全・循環型社会	19
施策1-6 消防・救急体制・防災	22
施策1-7 防犯・交通安全（暮らしの安全）	24
第2章 交流とにぎわいを興す農・商・工併進のまち	26
1 産業振興施策の大綱	26
2 各施策での取組指針	26
施策2-1 農林畜産業	28
施策2-2 観光業	31
施策2-3 商工業	34
施策2-4 雇用対策・新たな産業の育成	37

第3章 誰もが元気で安心して子供を生み育てられるまち	39
1 保健・医療・福祉施策の大綱	39
2 各施策での取組指針	39
施策3-1 健康・保健衛生	42
施策3-2 高齢福祉	45
施策3-3 障がい福祉	48
施策3-4 子育て支援	50
施策3-5 地域福祉	52
施策3-6 医療	54
施策3-7 保険・年金	56
第4章 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち	58
1 教育・文化施策の大綱	58
2 各施策での取組指針	58
施策4-1 幼児・学校教育	60
施策4-2 生涯学習	63
施策4-3 スポーツ・レクリエーション	66
施策4-4 地域文化の振興	68
第5章 安定した行財政運営による持続可能なまち	70
1 行財政施策の大綱	70
2 各施策での取組指針	70
施策5-1 行財政運営	71
施策5-2 広域行政・広域連携	74
第6章 五戸の未来を共に考え行動する共創（協創）のまち	76
1 住民協働・地域交流施策の大綱	76
2 各施策での取組指針	76
施策6-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり	78
施策6-2 人権・男女共同参画	81
施策6-3 地域間交流	82

資 料 編	85
資料 1 五戸町総合振興計画審議会条例	85
資料 2 五戸町総合振興計画審議会 委員名簿	86
資料 3 第 2 次五戸町総合振興計画後期基本計画の策定に向けた取り組みについて ..	87
資料 4 五戸町総合振興計画審議会の開催状況	89
資料 5 諮問	90
資料 6 答申	91

第 1 部 序 論

第 1 部 序 論

第 1 章 後期基本計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

五戸町（以下、「本町」とします。）では、平成 16 年の合併による“新五戸町”の誕生以降、これまで平成 26 年度を目標年度とした総合振興計画においては、「みんなで創る、活気あるまち ごのへ」を将来像としたまちづくりの推進を図って来ました。

平成 27 年度からの「第 2 次五戸町総合振興計画」（以下、「本計画」とします。）では、これまでの取組状況や現在の本町の状況、取り巻く社会情勢等を勘案しながら、これからのまちの目指すべき方向性を明確化することで、多様な主体がまちづくりの方向とそれぞれの役割を理解し、協力・連携体制の基に、まちづくりの計画的かつ着実な実行を図ることを目的としました。

これに基づき策定した前期基本計画の計画年度が令和元年度で終了するため、総合振興計画の目標達成に向けた進捗状況や実績を検証するとともに、引き続き住民と行政が連携、協働して地域資源をいかしたまちの活力や魅力を高めていく施策展開を図るため、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする後期基本計画を策定しました。

2 計画の位置付けと役割

総合振興計画は、町政の最上位計画に位置付けられ、私たちが目指す将来のまちの姿や基本的な行政の取組を定める 10 年間の長期計画であり、住民と行政が共に進めるまちづくりの指針となるものです。

一方で、町ではこれまでも住民福祉、環境共生、生活基盤、行財政運営等、それぞれの分野における法制度の制定・改正や直面する課題に対応するために、町政運営上、必要に応じて多くの計画（プラン）を策定しています。

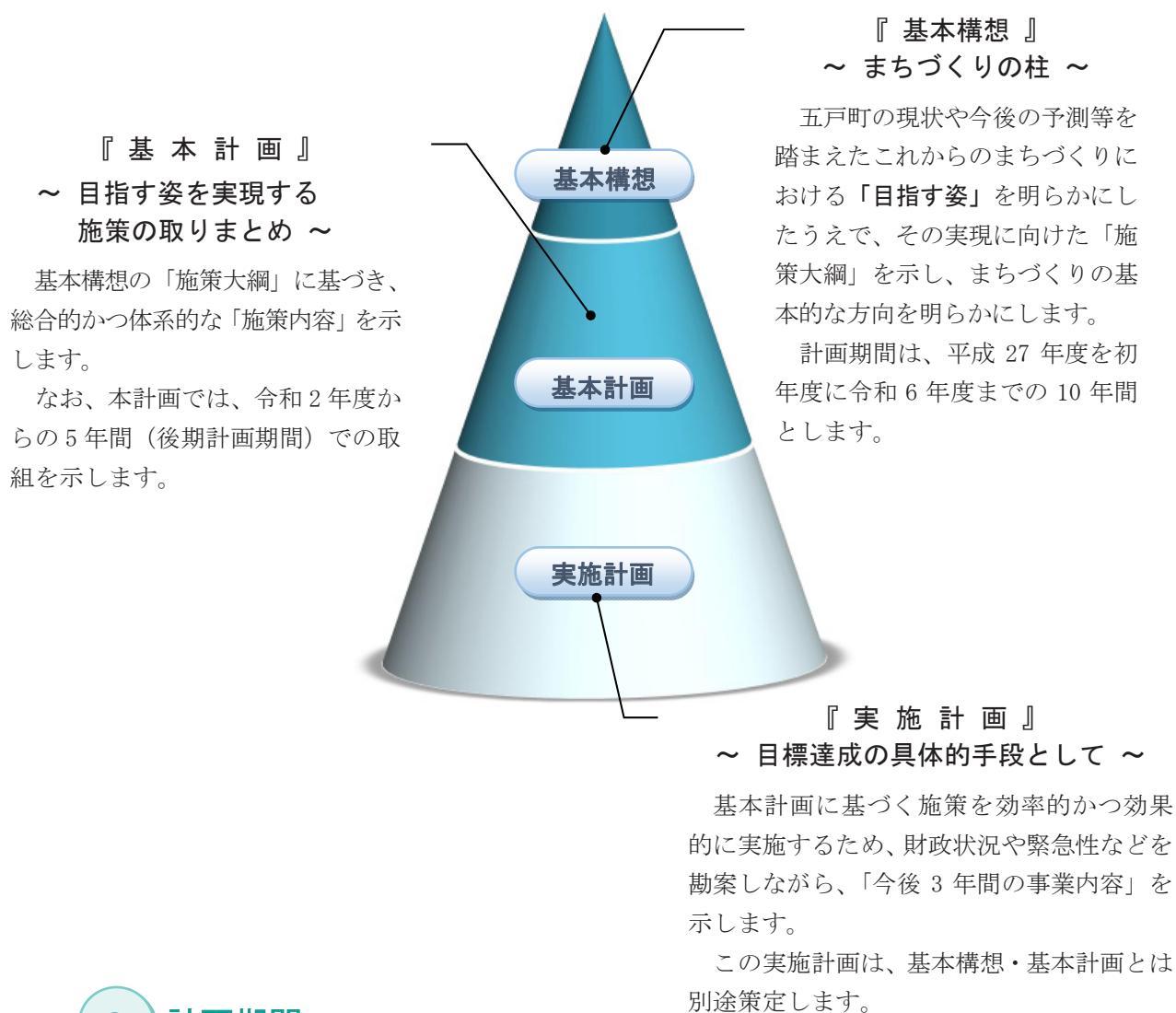
これらの各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応した具体的な施策・事業計画と位置付けます。

3 計画の構成と期間

1. 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。
各計画の役割及び計画期間は、次のとおりです。

図表 計画の構成



2. 計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

〔基本構想〕	平成27年度～令和6年度
〔基本計画〕	前期 平成27年度～令和元年度
	後期 令和2年度～令和6年度

第2章 第2次総合振興計画の概要

1 まちづくりの基本方針

豊かな自然環境に恵まれた本町では、先人達の英知とたゆまぬ努力によって、地域の農業や歴史・文化を連綿と育んできました。

その恩恵は、豊かな自然の恵みとして、馬産地として、更には交通の要衝としてのにぎわいや人と人との交流を通して、まちの活力として脈々と受け継がれ、少子高齢化の進行等の様々な地域課題に直面しながらも、更なる発展を遂げるために、第2次総合振興計画では、次のとおり五戸町の地域性をいかし、住民との協働の実践によるまちづくりを基本とします。

1. “五戸町らしさ”を追求します

豊かな自然や歴史文化、「3S（「坂」、「サッカー」、「桜肉（馬肉）」）」、「倉石牛」、「青森シャモロック」等、本町が有する地域資源を再認識し、有効活用を図るなど、新たなまちづくりでは“五戸町らしさ”を追求します。

2. “安心”と“魅力”を掘り起こします

まちに暮らす人、まちを訪れる人、このまちの全ての人が安心して過ごすことができるよう、また、「これからも暮らしたい」、「また訪れたい」、「住んでみたい」といった地域の魅力を最大限に発揮できるよう、これからのまちに求められる“安心”と“魅力”を掘り起こします。

3. “協働”と“自立”を基調としたまちづくりを推進します

子供や若者、親、働く人、高齢者、地域活動団体、事業所等が、まちの発展につながる様々な分野で自らの持つ力を発揮できるよう、“協働”と“自立”を基調としたまちづくりを推進します。

2 基本構想

第2次五戸町総合振興計画では、10年後の五戸町（将来像）を『人とまちの活力で未来を拓く、共創（協創）の郷 ごのへ』とし、これを実践するために、6つの基本目標からなる10年間の基本構想を定めています。

後期基本計画においても基本構想に基づき、各施策に取り組みます。

1. 10年後の五戸町（将来像）

新たなまちづくりでは、私たち一人一人が、厳しい社会環境を認識し、それ乗り越え、未来へ向けて本町の良さを継承し、農・商・工併進の町として更に発展していくまち（ふるさと）を住民と共に創っていく必要があります。

そこで、人とまちの有する様々な「活力」に視点を置き、今後10年後に暮らしたいまちの姿（将来像）を『人とまちの活力で未来を拓く、共創（協創）の郷 ごのへ』とし、未来へ向けて更に発展していくために、新たな“活気”とともに、誇りの持てるまち（ふるさと）を共に創ることを目指します。

図表 将来像の実現に向けたまちづくりのイメージ



2. 将来像を实践するための基本目標・施策体系

第2次五戸町総合振興計画では、将来像の实践に向けて6つの基本目標、27の施策を定めています。



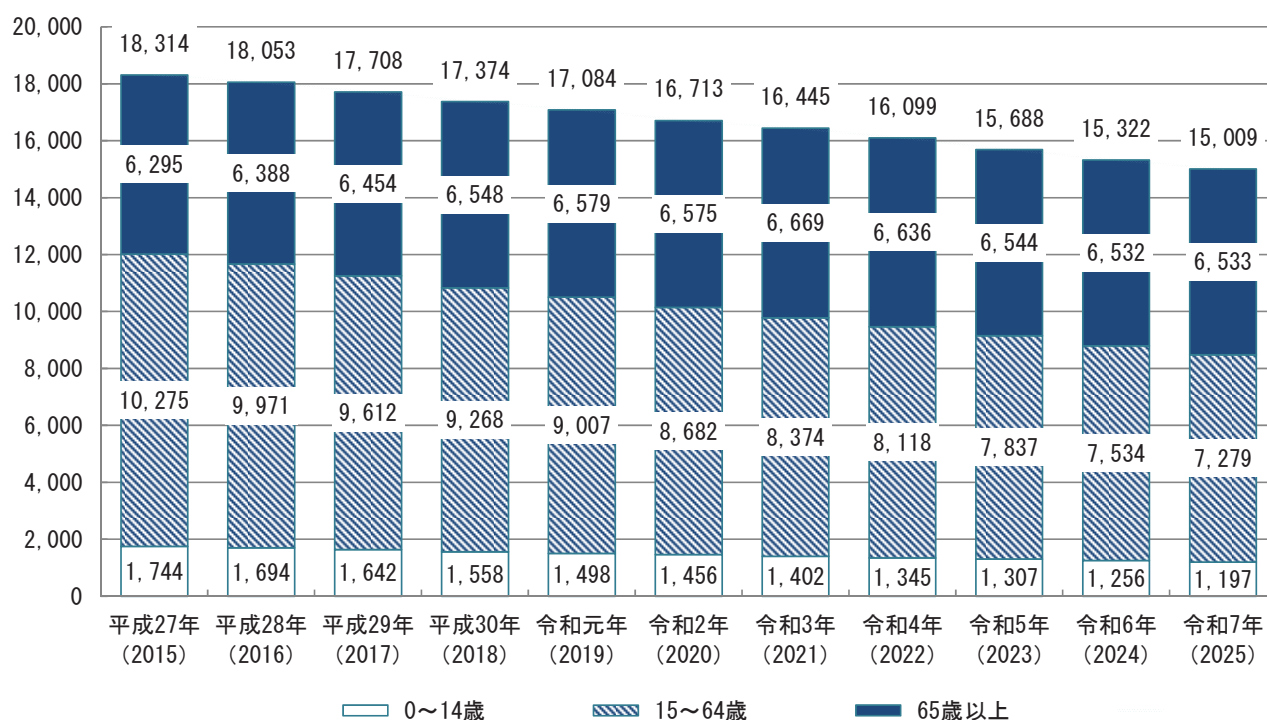
3. 本計画の目標人口（推計人口）

国や県では、これから人口減少が進むものと予想しています。同様に、本町においても現状の推移では、更なる人口減少が見込まれます。

住民基本台帳人口を基に算出した計画期間の人口推計によると、後期基本計画期間である令和2年～令和6年にかけて約1,400人（各年平均280人）の減少が見込まれ、前期基本計画策定時の推計よりも人口減少は加速しており、計画の最終年度である令和6年には、15,322人となることが見込まれています。

こうしたことから、引き続き安心して子供を生み育てることができる環境の整備や、生活環境の整備、雇用の場と就業機会の拡大、定住促進等、様々な施策に積極的に取り組むことによって、著しい人口の減少に歯止めを掛けていくことが求められます。

図表 計画期間における人口推移の見通し（推計値）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）より推計

〔人口の推計方法（変化率法）について〕

本推計では、平成27年（2015）～令和元年（2019）の住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を用いて、実績値間の年齢ごとの変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

変化率法は、各歳の過去における実績人口の動き（例：1歳児が2歳児になったときの人口の移動（変化））から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回のように、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合、この手法を用いて将来人口を予測することができます。

第 2 部 後期基本計画

第2部 後期基本計画

序章 基本計画について

1 基本計画の目的と計画期間

1. 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、施策の大綱を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものであり、財政状況を勘案しながら将来像実現に向けて効率的かつ計画的に取り組めます。

2. 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。

第1章 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち（生活環境分野）

1 生活環境施策の大綱

前期基本計画では、本町の人口構造に対応した日常生活の利便性や安全性の確保、町内外との交流、災害や事故から住民の大切な生命と財産を守ること等を視点とし、道路交通網や公共交通体系、上下水道、住環境の整備に取り組むとともに、自然環境の保全や資源を大切にする循環型社会の構築等に取り組んできました。

後期基本計画では、これまでの取組を踏まえ、まちの豊かな自然環境を次代に引き継いでいくためにも、一人一人が環境に配慮した暮らしを意識するとともに、本町独自の景観や眺望を保全し、人と自然にやさしい環境づくりに引き続き取り組みます。

また、人口減少や高齢化が進む中においても、地域の活力と利便性を維持し、まちの付加価値を高め、快適で安全・安心に暮らしていくために、引き続き、適正な土地利用などを進め、生活や地域経済を支える道路交通網や公共交通体系、上下水道、住環境等、快適な居住環境の形成を図ります。

2 各施策での取組指針

施策1-1 土地利用・整備

- 町内の豊かな自然環境に配慮しながら、計画的かつ適正な土地利用を推進し、町内外との交流、地域の利便性や活力、定住促進につながる整備を図ります。
- 町内外に誇れる郷土の良好な景観を住民共有の財産として保全・継承に向けた取組を推進します。

施策1-2 住環境・生活空間

- 住宅需要にも応えうる良質な住宅の供給に向けて、町営住宅等の計画的な維持管理に努めるとともに、空き家等を活用した定住促進、住宅施策を推進します。
- 公園や緑地の維持管理、遊具や設備の安全点検を行い、環境美化や憩いのある生活空間を形成します。

施策1-3 道路・交通網・情報基盤

- 老朽化する道路、橋りょうの長寿命化を図るとともに、町内外での交流促進、高齢化に対応した、円滑な道路網の計画的な整備、冬期交通の確保に努めます。
- コミュニティバスをはじめ、町内公共交通の維持、利用促進を図り、交通弱者への配慮等に視点を置いた住民の移動手段の確保に努めます。
- 情報通信網については、現在の地域情報基盤の維持とともに、社会動向を踏まえ、新たな移動通信システムに対応する情報通信環境の整備に取り組みます。

施策1-4 上下水道

- 安全な水を安定して供給するため、施設の長寿命化、水質管理体制の強化とともに、適正な水道料金について調査研究を進めます。
- 良好な環境衛生を維持するため、公共下水道や浄化槽等の下水道施設については、適正な維持管理とともに、浄化槽の設置促進、農業集落排水施設の公共下水道との連携を見据えた施設統合について調査研究を進めます。

施策1-5 環境保全・循環型社会

- 日々の生活の中で、ごみの減量化や分別、リサイクル等、住民と行政が協働して環境負荷の低減に努め、環境にやさしい循環型社会の構築に取り組みます。
- 水源かん養、大気の浄化、土砂の流出防止等、森林の持つ公益的機能を維持するため、森林の整備を推進します。

施策1-6 消防・救急体制・防災

- 住民の安全安心な暮らしが脅かされることがないように、五戸消防署を中心に消防・救急体制の充実を図るとともに、消防団再編計画を策定し、地域の消防力である消防団等の活動を支援します。
- 近年の風水害や地震災害を始めとする自然災害からの安全確保に向け、災害が発生したときに発生しうる被害を最小限に抑える“減災”視点から、特に土砂災害を未然に防止するための防災対策に取り組みます。

施策1-7 防犯・交通安全（暮らしの安全）

- 住民の防犯意識の高揚、自主的な防犯・地域安全活動について、警察や行政だけでなく地域や家庭、学校、各団体、事業者等が一体となって取り組み、安全・安心な地域社会づくりを進めます。
- 住民と関係機関との連携による交通安全意識の高揚とともに、標識やガードレール等の交通安全施設の整備を進めます。
- 新たな防犯灯の新設、改修に当たっては、LED灯の設置に努め、自治会でLED防犯灯の設置工事した際の補助金制度について周知を図ります。
- 消費生活に関する犯罪や高齢者等を狙った特殊詐欺や悪質商法などを未然に防ぐため、啓発資料を配布し、消費者教育を推進します。



施策1-1 土地利用・整備

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(土地利用・基盤整備)

- 本町では、町内の自然環境に配慮し、地域経済の活性化、快適な生活環境につながるよう、土地利用関連計画や基盤整備関連計画との整合を図りながら、住民生活の利便性や安全性を考慮した計画的かつ適正な土地利用を推進していくことが求められます。
- 人口減少、高齢化の進行とともに、土地所有者の高齢化、相続により土地所有者が近隣に不在となるなど、土地の管理や活用に支障を来しているほか、農業従事者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄地が増加し、農用地を山林にしたいとの相談が増えており、遊休農地、山林の荒廃、住環境への悪影響が懸念されることから、それぞれの土地が果たすべき機能の保持に向けた適正な取組が必要になります。
- 一定要件以上の土地取引があった場合には、届出書を町において受理し、県に提出しています。無届けの案件は生じていませんが、引き続き制度について周知していくことが必要です。

(景観形成)

- 豊かな自然に恵まれている本町においては、眺望、景観が重要な地域資源となっており、土地利用については、その地域資源を損なうことがないように計画的に行うことが必要となっています。
- 現在の本町の景観形成基本方針は、平成10年に策定されたもので20年以上経過していることから見直しが必要となっています。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 農用地の保全と有効利用が図られ、農用地の確保、適正な土地利用が進められています。
- 自然と住空間の調和を大事にし、豊かな自然景観が維持されるまちを目指します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-1-1：計画的な土地利用の推進

- 大規模な土地取引、開発についての規制について制度の周知を図り、届出のあった場合に関係部署と緊密に連携を図ることで計画的な土地利用を進めます。
- 農業振興や森林整備に向けて、土地の機能に応じた計画的な利用や保全を進め、農林業の振興を図ります。

1-1-2：自然環境・景観の保全

- 景観保全のため、開発に制限を設ける制度の周知を図ります。
- 本町の景観形成基本方針の見直しに向けて、町独自の景観眺望について調査研究するとともに、関係機関の指導、協力を得ながら景観行政団体への移行を進めます。

1-1-3：農村集落機能の保全

- 農村集落機能の保持と農業・農村の持続的発展を図るために、各集落で培われた地域の伝統文化の伝承や水源のかん養、自然景観等の保全に努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 地域の環境維持活動（清掃作業等）に積極的に参加しましょう。
- ・ 自然環境保全・眺望・景観を重要な地域資源として理解し、保全に協力しましょう。
- ・ 農用地を適正に利用するとともに、集落内の農用地の保全に取り組みましょう。

施策1-2 住環境・生活空間

■ 施策を取り巻く環境 ■

（住環境・生活空間の形成）

- 良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された住環境・生活空間は、安全性やにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展や住民生活の重要な基盤となるものです。
- 老朽化した町営住宅については、ひばり野団地を始め、計画的な建替えを実施したほか、高齢者や障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、室内のバリアフリー化に努めており、今後は既存の町営住宅について、長寿命化のための改修・修繕が必要となっています。
- 公園や緑地については、憩いのある生活空間の形成に向けた整備や維持管理を進めていますが、遊具等の老朽化が進んでいるため、安全点検とともに、今後は適切な修繕のほか、必要に応じて更新や撤去が求められます。
- 公園や緑地の植栽については、敷地内の樹木が大きくなり過ぎ、支障木となっていることから、幹や枝などの伐採等、適切な植栽管理が必要となっています。

（定住促進・空き家対策）

- 平成21年度に整備した上市川団地については、48区画中47区画が販売済みとなっていますが、新たな宅地造成については、住環境のあり方や有効利用可能な空き家について調査研究したうえで進めることが必要となっています。
- 本町の人口は減少しており、特に若者の流出に歯止めが掛からない状況にあります。
こうした人口の減少に伴う空き家が町内に増えており、本町では平成27年から空き家バンク制度を実施し、空き家、空き地の有効利活用に向けた情報提供を行っています。
- 今後はより空き家バンクへの登録件数を増やすために、自治会等に協力を仰ぎながら民間業者とも協力し、更なる最新空き家情報の収集に努めるとともに、空き家利用希望者等への補助制度の整備等も検討するなど、効率的かつ効果的に事務を進める必要があります。

■ 施策の目指す姿 ■

- 様々な世代にとって暮らしやすい住環境、憩いのある生活空間が形成され、定住や交流環境の創出につながっています。
- 環境美化や公園の維持管理等、憩いのある生活空間づくりが住民と共に進められています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-2-1：町営住宅の整備

- 既存の町営住宅について、長寿命化のための改修・修繕を実施し、高齢者や障がいのある人等が安全で安心して居住できるよう必要な整備を進めます。

1-2-2：空き家対策

- 空き家、空き地の情報を登録し、利用を希望する方へ情報提供を行い、有効活用等につなげます。

1-2-3：公園等の整備

- 公園等の整備、遊具の安全性の確保のほか、老朽化に伴う施設の更新と樹木等の環境整備を行い、適切な維持管理に努め、住民の憩い、安らぎとなる環境を整備します。
- 公園等の維持管理に当たっては、地域との協働による環境の美化、公園の維持・管理を推進します。

1-2-4：定住や交流促進のための検討

- 今後の住宅整備に当たっては、需要と供給のバランスに配慮しながら、民間と協力のほか、空き家や空き地の有効活用等を含めた検討を進めます。

1-2-5：環境美化活動の推進

- 個人や地域で取り組む環境美化に向けた活動を推進し、多くの人が参加し、協力できる体制づくりに引き続き取り組みます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 空き家、空き地の管理は責任を持って行うとともに、空き家バンク等を活用し、利活用を図りましょう。
- ・ 地域で定期的に公園・緑地の維持管理を進めましょう。

施策1-3 道路・交通網・情報基盤

■ 施策を取り巻く環境 ■

(道路整備)

- 国道・県道の整備及び修繕等の要望については、国及び県に対する連絡体制が確立されており、実施するよう要望しています。
- 町道の整備については、危険箇所の改善や安全性を確保するための対策、橋りょう等の補修を行っていますが、将来の維持管理費を踏まえ計画的かつ効率的な整備を進める必要があります。
- 農道の維持管理については、各農事組合からの要望を受け、砕石等の原材料を支給し、受益者によって管理が行われています。
- 冬期における除排雪体制の充実については、建設業者のほか、地域の協力隊とも協力して体制を整え、冬期間における道路交通の安全の確保を行っています。

(公共交通)

- 平成25年4月から運行を開始したコミュニティバスは、スクールバス及び患者輸送バスの混乗型となっており、地域住民の生活の足としての役割を果たすため、利便性の高い公共交通機関の整備を進めていますが、少子化等の影響によりコミュニティバスの利用者は平成28年度をピークに減少傾向にあります。

図表 五戸町コミュニティバス乗車数推移（平成26～30年度）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乗車数（人）	172,921	174,053	189,902	182,106	175,448

資料：五戸町

(情報基盤)

- 情報基盤については、光ケーブル通信網の整備や携帯電話の不感地域の解消に取り組んでおり、引き続き地域の活性や暮らしの安全の確保につながる格差のない情報基盤の整備が求められます。
- 次期移動通信システム5G（第5世代移動通信システム）の普及に伴い、通信設備の5G化対応が求められることが想定されるため、国及び県の動向を注視し、適切な措置を講ずる必要があります。

■ 施策の目指す姿 ■

- 住民のための道路・交通網整備が行われ、利便性の高い交通手段が確保されることにより、1年中快適で安全・安心に暮らせる環境が整っています。
- 情報基盤が整備され、地域の格差なく生活に必要な各種の情報が受けられます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-3-1：国道・県道の整備

- 国道・県道の整備及び修繕等の要望箇所について、必要性や緊急性を調査し、道路管理者である国や県への要望を行います。

1-3-2：町道の整備・農道の維持管理

- 危険箇所の改善や安全性確保への対応のため、整備の必要な箇所の維持工事や修繕を行います。
- 良好な交通環境確保のため、計画的に町道や橋りょうの整備を行います。
- 農道の維持管理に必要な砕石等の原材料について農事組合に支給します。

1-3-3：冬期における除排雪体制の充実

- 効率よく除排雪作業を行えるよう、路線及び施設ごとに除雪機械を配置し、冬期間における道路の安全性を確保します。

1-3-4：地域公共交通対策の推進

- 路線バス及びコミュニティバス等、公共交通の利用促進について、積極的に取り組むとともに、五戸地方の乗り継ぎ拠点として交通弱者への配慮等に視点を置いた公共交通体系の構築と、効率的で持続可能な地域公共交通の維持、充実に努めます。

1-3-5：情報通信網の整備・活用

- 五戸ケーブルテレビを運営することで、安定した地上デジタル放送の視聴を全地域で可能とします。
- 電柱共架、保守を行うことで、*ICT（情報通信技術）の有効活用に向けて、多種多様な情報サービスの充実を図ります。

*ICT（情報通信技術）：

コンピューターや携帯端末によるインターネットなどの情報通信基盤を通じて、時間や場所に関係なく、情報を伝達、共有できる環境や技術のこと。

- 通信設備の5G化対応が求められることが想定されるため、国及び県の動向を注視し、適切な措置を講ずるよう努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 公共交通を積極的に利用しましょう。
- ・ ケーブルテレビの仕組み及び導入経緯を理解しましょう。
- ・ ICT（情報通信技術）を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。

施策1-4 上下水道

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(上下水道)

- 上下水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、施設の老朽化が進んでおり、水質保全や快適で文化的な生活環境確保とともに、適切な処理に向けた整備が求められています。
- 今後は、上下水道施設の長寿命化を踏まえた整備を行うとともに、上水道については、水質管理体制の強化を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努めます。
また、老朽化等により年々増加する施設維持管理費に対応するため、適正な水道料金について検討していく必要があります。
- 下水道については、供用開始済みの処理区及び地区における水洗化の普及を図るとともに、浄化槽の設置を更に促進するための新たな手法や、農業集落排水施設について、公共下水道との連携を見据えた施設統合について検討していく必要があります。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 水道施設の適正な管理により、安心・安全な水が安定供給されています。
- 下水道施設の適正な管理及び浄化槽の設置により、公共水域の水質が保全され、自然環境と生活衛生に配慮した生活排水処理が進んでいます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-4-1：上水道処理施設の整備

- 配水管等の配水施設や簡易水道の長寿命化に向けた整備により、安全で良質な水道水の安定供給に努めます。
- 年々増加する維持管理費に対応するため、適正な水道料金について調査研究します。

1-4-2：下水道処理施設の整備

- 公共下水道は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資するため、既存施設の適正な維持管理に努めます。
- 下水道整備計画区域以外では浄化槽の設置を促進し、衛生的な生活環境を確保します。
- 維持管理費を抑え、安定した下水道経営を実現するため、農業集落排水施設と公共下水道施設の統合等について調査研究します。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 節水に努め、水資源の維持に取り組みましょう。
- ・ 公共下水道等への接続や浄化槽の設置に努めましょう。
- ・ 水質汚濁防止に向けて、廃油等を流さない等、家庭や地域でできることから取り組んでいきましょう。



施策1-5 環境保全・循環型社会

■ 施策を取り巻く環境 ■

(環境保全)

- 本町は、身近な地域で田園風景等、豊かな自然環境に触れることができ、大切な地域資源となっています。
こうした自然環境の保全を始め、あらゆる環境問題への対応を住民との協働のもとに総合的に推進し、環境と調和するまちづくりを進めていく必要があります。
- 森林所有者の不在や生産意欲の減退等により、整備が行き届いていない森林が増加し、森林が持つ公益的機能の低下が懸念されます。
- 町内の美化活動後に、自治会の代表者・土地の所有者等から不法投棄等に関する、通報や相談を受けるケースが多いため、監視員を増員し定期的に巡視できる体制づくりが必要です。

(循環型社会)

- 様々な環境問題の発生を背景に、持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な取組が重要な課題となっています。
また、環境保全の重要性が叫ばれる中、循環を基調としたできるだけごみを出さない社会を形成していくことが求められています。
- 本町では、地球温暖化対策の一環として、もったいないあおもり県民運動に参加し、温室効果ガスの排出削減、ごみの排出削減に取り組み、青森県では一定の成果を上げていますが、一人一日当たりのごみの排出量は、他の都道府県と比較しても多いことから、住民への情報発信など取組の強化が必要です。
- 資源再生による循環型社会促進のため、自治会や婦人会等を主体とする資源ごみ集団回収の一層の推進が求められます。

図表 資源ごみ集団回収量（平成28～30年度）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資源ごみ集団回収量（t）	117.30	120.11	108.37

資料：五戸町

図表 ごみ0運動での廃棄物回収量（平成29～31（令和元）年度）

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）
ごみ0運動での廃棄物回収量（kg）	3,320	3,200	2,580

資料：五戸町

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策を目的とした環境に配慮したまちづくりが進んでいます。
- 住民一人一人が地域の衛生維持を図るという意識が高まり、分別と適正処分の生活習慣を身につけて、環境保全に取り組む住民が増えています。
- 間伐や下刈りなどの森林整備を適切に行い、森林が持つ公益的機能が維持され、天然資源の循環が形成されています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-5-1：地域における環境美化の維持

- 美化清掃活動を通して、一人一人の環境意識の向上を図ります。
- 不法投棄の監視員を増員し巡視体制の強化を図り、不法投棄の早期発見に努めます。

1-5-2：住民の環境衛生意識向上

- 3月上旬に各自治会へごみ0運動実施を周知し、町内美化と意識向上を図ります。

1-5-3：資源リサイクルの推進

- 資源ごみの集団回収について活動促進を図るとともに、可燃ごみの量を減らすため生ごみの再資源化について調査、研究を進めます。

1-5-4：自然エネルギー、省エネルギーの導入

- 関係機関と協力し、イベント等で住民に温暖化による気候変動の影響、温室効果ガス排出削減の必要性等について周知します。

1-5-5：森林の整備

- ＊水源かん養、大気の浄化、土砂の流出防止等、森林の持つ公益的機能を維持するため、森林の整備を推進します。

＊水源かん養：

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させたり、雨水が森林土壌を通過することで水質が浄化されたりすること。

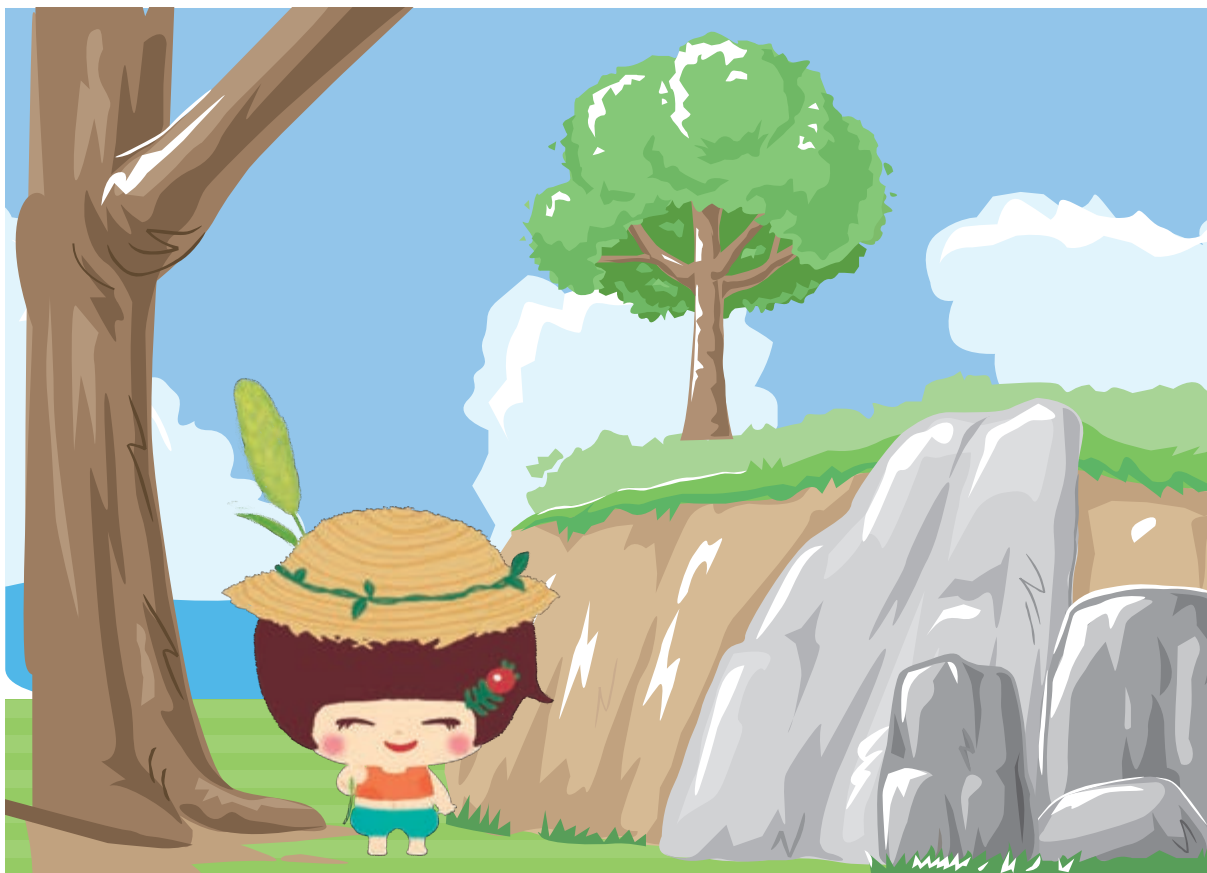
■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ ごみ0運動へ積極的に参加しましょう。
- ・ 家庭内での※3R(Reduce・Reuse・Recycle)を意識的に行いましょう。

※3R :

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組(Reduce(リデュース)は削減・Reuse(リユース)は再使用・Recycle(リサイクル)は再利用)の頭文字をとったもの。

- ・ 普段の生活において温室効果ガスの排出を少しでも削減するよう工夫しましょう。



施策1-6 消防・救急体制・防災

■ 施策を取り巻く環境 ■

(消防・救急体制)

- 高齢者世帯や独り暮らし世帯の増加等、社会情勢の変化に適合した防災・危機管理体制の強化は喫緊の課題となっており、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。
- 近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、関係機関と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を進める必要があります。
- 本町の消防救急は、八戸地域広域市町村圏事務組合において実施されています。
今後も緊急時や非常時に、的確かつ迅速な対応ができるよう、近隣市町村との連携を図りながら、防災体制の強化と消防・救急体制の整備を推進する必要があります。
- 本町では、高度医療は町外に委ねられており、少子高齢化が進行する中で、初期対応の迅速さや的確さが特に重要となっています。

(防災対策)

- 近年では、全国各地で地震や風水害、土砂災害等、多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携による地域防災力を高めていくことが引き続き求められます。
- 地域においても、これまでの取組を一層進めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦といった災害時の避難に当たって支援が必要となる要配慮者（避難行動要支援者）への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。
- 土砂災害の危険がある箇所に対し、県による土砂災害警戒区域指定とその対策工事が行われていますが、対策工事のされていない箇所の対応が課題となっています。
- 度重なる豪雨等の自然災害により、河川やため池の決壊が懸念されます。

■ 施策の目指す姿 ■

- 住民、行政、事業者等が高い防災意識を持ち、地域の災害による被害拡大を未然に防ぐ共助の体制づくりが進められています。
- 土砂災害の危険がある箇所が土砂災害警戒区域に指定され、対策工事により、住民が安全・安心に暮らしています。
- 機能別消防団員等、地域での消防団員の確保と防災訓練活動の充実に努めます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-6-1：常備消防・救急体制の充実

- 防災・危機管理体制の拠点施設としての機能を充実させるため、機能が低下している消防自動車の更新を促進します。
- 消防、救急資機材の充実を図るとともに、安全かつ迅速な地域の消防力、緊急対応能力の向上に努めます。

1-6-2：地域防災力・消防力の強化

- 自主防災組織の活動を始め、避難所や危険箇所の周知等、地域や家庭での災害に対する日常の備えに対する周知徹底を図ります。

1-6-3：防災対策の見直し

- 近年の大規模な自然災害における教訓を踏まえ、危険箇所の想定や災害時に向けた初動体制、避難所の確保・運営、要配慮者（避難行動要支援者）対策等、地域防災計画による防災対策の見直しを進めます。

1-6-4：土砂災害防止対策

- 土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を調査し、指定された土砂災害警戒区域について、現場状況の変化等による見直しを行い、関係機関との連携のもと、治山対策を促進します。
- 土砂災害対策として、急傾斜地崩壊対策工事と砂防工事を推進します。
- 土砂災害危険箇所や河川の氾濫による浸水予想を掲載したハザードマップの作成を進めます。

1-6-5：自主防災、消防・救急活動の人材育成、体制整備

- 身近な地域の防火、自主防災活動を担う、消防団、自主防災組織等の活動を支援するとともに、町内で起こる救急対応に向け、人材育成、体制整備を進めます。
- *機能別消防団員等、地域での消防団員の確保と防災訓練活動の充実に努めます。

*機能別消防団員：

仕事や家庭の事情等に応じて無理のない範囲で特定の活動にのみ参加する団員。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 消火活動を始めとする消防団の活動について関心を持ち、協力しましょう。
- ・ 自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練等に参加しましょう。
- ・ 災害や救急時に、高齢者や障がい者、妊産婦等の連絡、援助に協力しましょう。

施策1-7 防犯・交通安全（暮らしの安全）

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

（防犯・交通安全）

- 防犯・交通安全対策は、日常生活を送るうえで欠かせない大切な要素です。誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、警察や行政だけでなく地域や家庭、学校、団体、事業者等、地域が一体となって取り組むことが求められます。
- 近年では、全国で高齢者ドライバーによる交通事故も多くなっていることから、歩行者、運転者の両面から策を講じるなど、交通安全対策の更なる推進と交通安全意識の高揚が求められます。
- 本町でも地域安全対策として、住民と共に取り組んでいますが、交通安全意識とともに、暮らしの安全への一人一人の意識の高揚に努める必要があります。
- 地域の自主防犯活動を補完するため、引き続き防犯灯の維持管理の負担軽減のため、年度初めに補助金制度の周知を行い、各自治会での防犯灯設置を促進、維持管理を支援しています。

（消費者対策）

- インターネットの普及とともにネット販売の拡大、決済も現金からクレジットカードや電子マネーへと変わり、現在は商品やお金が目の見えない取引へと拡大している中で、架空請求やオレオレ詐欺など悪質な犯罪行為が次々と発生しています。このような被害を未然に防止するため、啓発資料の配布に継続して取り組むとともに高齢者への声掛け、高齢者を見守る環境づくりが重要となっています。
- 情報通信機器を介した悪質商法や詐欺に遭わないよう、自分自身で大切な財産を守る力を身につける取組を強化していくことが求められます。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 防犯灯の整備を始めとした防犯活動、交通安全活動により、犯罪や交通事故に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりが進んでいます。
- 消費者被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止、被害救済につながっています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-7-1：地域安全対策の推進

- 警察や学校等の関係機関・団体との連携を密にし、広報・啓発活動や情報提供を推進し、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 各地域における自主的な地域安全活動を促進し、地域ぐるみの防犯活動の推進に努めます。

1-7-2：防犯灯の整備

- 自治会が行う防犯灯の維持管理及び設置希望に対応して支援を行い、犯罪の誘発するおそれのある環境を改善します。
- 新たな防犯灯の新設、改修に当たっては、LED 灯の設置に努め、電気料金及び修繕料の経費削減に取り組みます。

1-7-3：交通安全意識の啓発と情報の提供

- 関係機関・団体との連携を密にし、高齢者や児童・生徒に対する交通安全教室を実施し、事故を未然に防止するための安全教育を行います。
- 運転者に対しては、街頭等で啓発を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。
- 高齢者が運転免許証を自主返納しても移動に困らないよう、公共交通その他の移動手段の利用方法、交通機関利用時の支援に係る各種の情報を発信します。

1-7-4：交通安全施設の整備

- 住民からの情報提供や関係機関等による合同現場診断により、交通危険箇所の把握に努め、カーブミラー、ガードレール、看板等の交通安全施設の整備や維持管理を行います。

1-7-5：消費生活に関する情報の提供

- 関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進を始め、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布を通じて、消費者教育の充実・啓発を進めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- ・ 地域での交通安全活動、防犯活動に参加・協力しましょう。
- ・ 通園・通学時の見守り等、子供への安全対策を進めましょう。
- ・ 高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、地域で見守っていきましょう。
(1. 気づき、2. 声かけ、3. 相談につなぐ)

第2章 交流とにぎわいを興す農・商・工併進のまち (産業振興分野)

1 産業振興施策の大綱

前期基本計画では、町内産業の更なる発展に向けて、基幹産業である農業・畜産業の基盤整備や振興施策を計画的に進めるとともに、町の様々な地域資源や產品、技術を外部へ発信するなど、地場産業や中小企業の経営の安定に取り組むほか、商工会や関係団体等と連携を強化しながら、地域経済に活気やにぎわいを創出していく取組について支援を行いました。

また、観光が町内の有力な産業の1つとなるよう、本町の魅力の向上と交流人口の増加という視点に立ち、農村・農業が持つ多面的機能をいかした体験交流等、町内の地域資源と観光を有機的に結びつけた観光振興策の推進に取り組んできました。

今後も地域経済に活気やにぎわいを創出していくために、また、若い世代の定住を促進し、本町で生活できる基盤を形成するためにも産業振興への取組は欠かせません。

後期基本計画では、引き続き各産業分野の振興施策を個別に推進するとともに、農・商・工併進の中核となる観光振興を有機的に結びつけ、本町の魅力となる農畜產品を始め、人、物、情報等の発信、産業間での連携、強化に取り組むことで、地域経済の域内循環を高める産業構造への転換や交流人口、*関係人口の拡大を図ります。

*関係人口：

移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と多様に係わる人々を指す言葉。

2 各施策での取組指針

施策2-1 農林畜産業

- 本町の基幹産業である農業が持続できるまちづくりに向けて、農業・畜産業の基盤整備や振興施策を計画的に進めるとともに、「特別栽培」や「有機 JAS」などの認定制度や環境保全型農業の周知を図ります。
- 条件が不利な中山間地域においては、農業生産基盤・農村生活環境の整備を併せて行い、中山間地域の環境改善を行います。
- 農林畜産業者の高齢化等に伴い、新たな担い手を育成するために、青年就労給付金等を活用した人材の育成・確保に努めます。
- 町内の森林緑地については、造林や適切な間伐、皆伐等により、森林の保全、整備に取り組み、森林機能の維持確保に努めます。

施策2-2 観光業

- 観光業が町内消費の増大や関係人口・交流人口の拡大等、地域活性化の原動力となるよう、関係団体や事業者等の多様な主体と連携を図りながら、本町の観光振興の方向性について検討を進めるとともに、他産業分野とも連携し、観光に関する環境整備、町特産の販売促進を進めます。
- 本町の活性化や観光業の発展に貢献できる人材を育成・登用し、自立した観光業の育成を図ります。
- イベントや各種媒体でのPRを通じて、本町の魅力や認知度の向上を図るとともに、集客や町外とのつながり（関係人口・交流人口）の拡大を図ります。

施策2-3 商工業

- 事業者や関係団体と連携を強化し、時代の変化に対応した商業活動の促進を図るとともに、地域の活性化とにぎわいづくりを推進するための取組を支援します。
- 地蔵平工業団地を始めとした町内工業の、経営基盤の安定や企業競争力の強化に向けた取組を支援します。

施策2-4 雇用対策・新たな産業の育成

- 地元企業の生産性向上、産業間連携、起業の支援を行うとともに、企業誘致を促進することにより、既存産業の強化と新たな産業の創出による雇用機会の確保に取り組みます。
- 若年層の町外流出の抑制と労働人口の定着化を図るため、安定した雇用の場の確保と情報提供の充実を図ります。

施策2-1 農林畜産業

■ 施策を取り巻く環境 ■

(農業)

- 本町の農業従事者は、減少・高齢化が進み、後継者や新たな担い手の確保が急務の課題であり、今後は農地の効率化、集団営農の組織化や法人化、第三者継承などを推進し、農業生産基盤を安定させていく必要があります。
また、担い手や労働力の確保と併せて、省力化に向けた農作業の機械化、情報通信技術の活用等が必要と考えられます。
- 本町では、米、ながいも、にんにく、りんごを基幹作物として、葉たばこ、畜産等の複合経営がみられますが、農業所得の増大を図るためにも、消費者ニーズに対応した農畜産物の高品質化や高付加価値化に努めるとともに、実情に即した生産体制の確立が引き続き望まれます。
- 米作については、水田面積のうち未整備、又は整備済であっても30a未満の小区画の面積割合が約7割を占め、生産効率が低い状況にあるほか、米価の低迷により、水田の耕作放棄地化が進んでおり、水田を活用した飼料用米をはじめとする戦略作物の本作化を進めるなど、水田のフル活用による取組が求められます。
- 少子高齢化が進んだことや社会環境の変化に伴い、単独世帯やひとり親世帯が多くなったことにより、家族で食卓を囲むという昔ながらの食事風景があまり見られなくなっていることから、「食」への関心や「食」の大切さを学ぶための取組が重要となっています。

図表 農業従事者等の平均年齢（販売農家）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
平均年齢（歳）	53.0	56.3	58.0	66.0

資料：農林業センサス（農林水産省統計部）

(畜産業)

- 「あおり倉石牛」は高級牛肉として銘柄を確立しており、これまで畜産業の生産基盤強化のため、町営ブドロク放牧場の整備を進めてきました。今後は、生産規模の拡大など産地間競争に対応していくための取組が必要となっています。
- 青森シャモロックは、青森畜産試験場等からヒナを供給、青森シャモロックブランド化推進協議会指定による本町の農場で育てられており、食肉加工体制の整備も進められています。

(林業)

- 林業では、森林所有者の不在、生産意欲の減退等により、森林が持つ公益的機能の低下が懸念されているほか、皆伐後の造林に対する支援による山林機能の維持が必要となっています。

施策の目指す姿

- 豊かな自然の恵みをいかした品質の高い農畜製品の開発が進み、担い手の育成等により、安定した農業、畜産経営が確立しています。
- 木材の生産、供給体制、担い手の育成に努め、森林が持つ公益的機能が維持されています。

施策での取組**2-1-1：農業生産基盤の整備**

- 農業の競争力強化のため、高収益作物や担い手への農地集積・集約化に対応した農地整備や用排水施設等の整備・改修を進めるとともに、農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、農地や農業用水等を保全する地域ぐるみの共同活動を支援します。

2-1-2：農畜製品の生産性の向上及び高品質化の促進

- 関係機関・団体との連携のもと、効率的な生産技術の導入や機械・施設の整備及び共同利用、農産品の流通販売等を支援し、各作目の生産性の向上や高品質化を促進し、農業所得の向上を図ります。
- 家畜飼料の自給率向上・公共放牧地の有効的利用を促進するとともに、飼養管理技術の改善に努め、国際化に対応できる畜産経営体の育成を図ります。

2-1-3：食の安全・安心と環境に配慮した農畜産業の推進

- 幼少期から「食」に関心を持たせ、「食」の大切さを学ぶための食育を推進します。
- 消費者からの信頼の確保と環境にやさしい農畜産業を推進し、安全・安心な農畜製品の生産に努めます。

2-1-4：森林の整備

- 町内の森林緑地については、造林や適切な間伐、皆伐等により、森林の保全、整備に取り組み、森林機能の維持確保に努めます。
- 都市との自然体験を通じた交流による森林の利活用を図ります。

2-1-5：農林畜産業者の担い手の育成

- 農林畜産業者の高齢化等に伴い、新たな担い手を育成するために、青年就労給付金等を活用した人材の育成・確保に努めます。
- 地域の農業環境を維持し、農業振興を図っていくために、技術の高度化に対応する担い手として、地域の農家、営農組織のリーダーとして期待される*中核農家の育成、支援を行います。

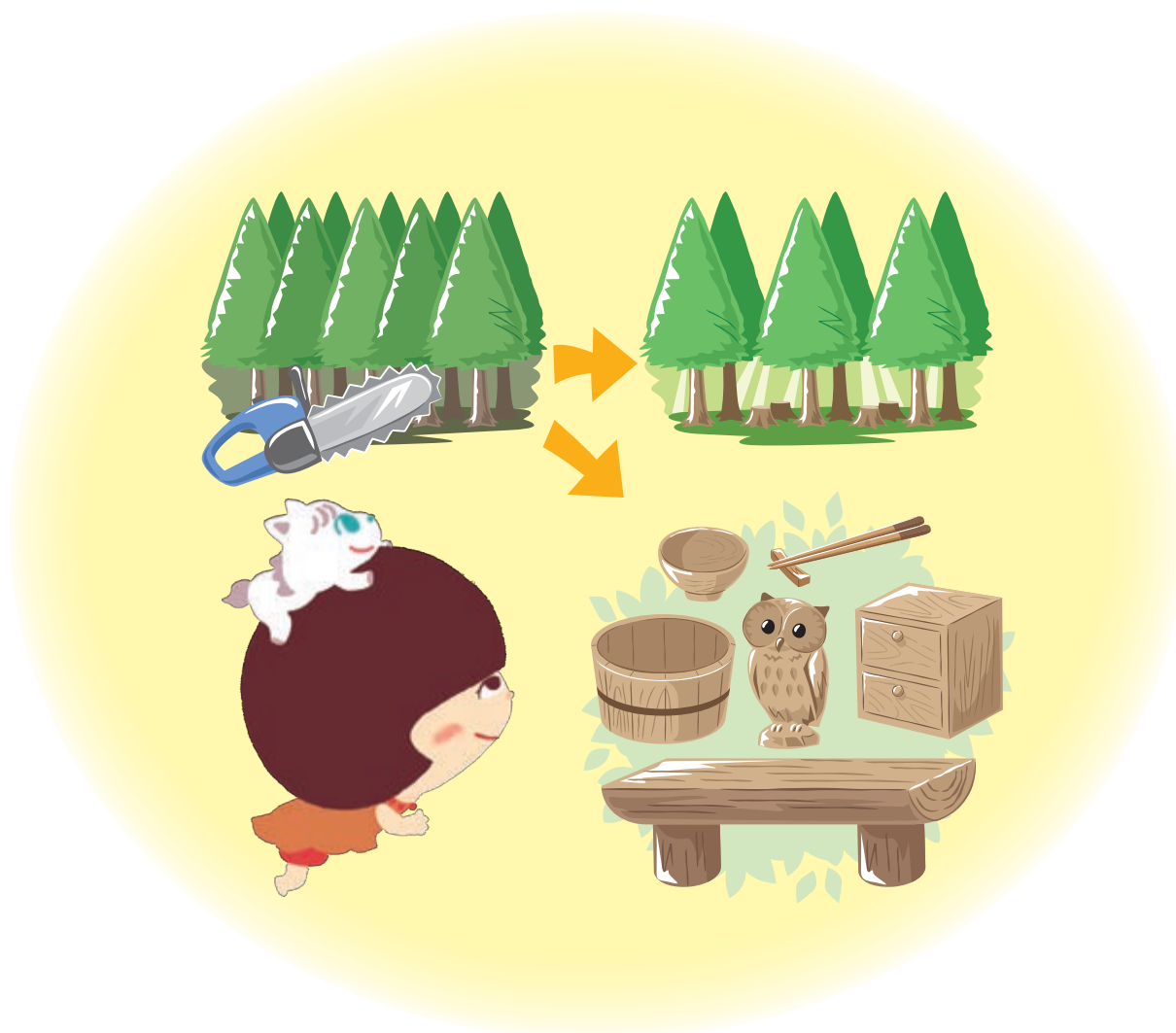
*中核農家：

60歳未満で年間150日以上農業に従事する基幹男子農業専従者がいる農家。

- 経営指導の強化や農地の集積の促進等により、集落営農の組織化及び法人化の促進、組織体及び担い手の育成等を図ります。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 集落営農や法人化に取り組みましょう。
- ・ 地域農畜産品等に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。
- ・ 森林の有する治山機能、自然景観の大切さを理解し、保全に努めましょう。



施策2-2 観光業

■ 施策を取り巻く環境 ■

(観光業)

- 旅行形態は個人旅行が中心となり、自然や温泉、名所の訪問に加え、地元の名物料理やまちあるきなど、その地域ならではの体験のニーズが高まっています。
- 訪日外国人旅行者は年々増加傾向にあり、引き続きインバウンド需要が期待される中で、平成31年4月に、本町をマーケティング・マネジメント対象地域に含む^{*}地域連携DMO法人が設立され、広域的な観光振興の取組が本格化しています。

^{*}地域連携DMO：

複数の地方公共団体に跨る区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織。

- 本町の観光業においては、図書館や寺社、自然環境等、町内にある観光・交流資源を効果的に活用し、消費者ニーズに合わせた旅行商品を創出するほか、多様な交流機会の拡大につなげるための総合的な整備を促進するなど、広域圏での連携を図りつつも、他市町村とは差別化された観光戦略が求められます。
- 観光業を自立した産業として、域内での経済の好循環を促す産業構造となるよう、地元企業や団体との協働による観光開発を進めるなど、他産業との連携を始め、雇用や交流機会の拡大につなげるための仕組みづくりが求められます。
- 新たな取組として、令和元年度の産業まつりにおいて、馬肉・あおもり倉石牛・青森シャモロックを三大肉と総称して提供したところ、来場者から好評を得るなど、本町の特徴をいかした地場産品の発信を進めています。
- 滞在型観光の拡大に伴い需要が増加する宿泊施設について、民泊施設は2件、農家民泊は2件のみとなっているほか、グリーン・ツーリズムにおいても、加入者の高齢化が進んでおり、日帰り体験メニューも最盛期の半分になっているため、受入体制を確保し、誘客に取り組んでいく必要があります。

図表 青森県の観光消費額の推移（平成26～30年）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
青森県の観光消費額（億円）	1,493	1,724	1,814	1,863	1,902

資料：青森県観光入込客統計（青森県）

図表 青森県の外国人延べ宿泊者数（平成26～30年）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
青森県の外国人延べ宿泊者数（人）	74,010	119,010	160,180	260,330	349,050

資料：宿泊旅行統計調査（観光庁）

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 食べる、見る、買う、体験する、遊ぶ、泊まる観光コンテンツを提供でき、町内の観光資源を活用した“稼ぐ産業”として確立されています。
- 町内の観光施設と自然・食・文化等をいかし、町内に長時間滞在し、周遊する観光客がみられます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-2-1：多様な主体との連携による観光振興

- 観光業が域内での経済の好循環を促す産業構造となるよう、農林畜産業や商工業等、他産業分野と連携して取り組むほか、多様な主体による協議体を設けるなど、本町の観光振興策を戦略的に推進するための体制づくりを行います。
- 観光協会をはじめ、地元企業や団体との協働による観光開発を進め、生業となる自立した観光産業の育成を図ります。
- 各種イベントを行う団体と協力することで、町内を周遊する観光との相乗効果を図ります。
- 町内の観光の発展に貢献できる人材を育成するとともに、交流の意欲やおもてなしの心を持って観光客を受け入れることのできる環境づくりを推進します。

2-2-2：広域観光体制の充実

- 地域連携 DMO 法人、圏域市町村及び各団体と連携を強化し、インバウンドも考慮した観光ルートづくりやPR活動等、広域的な観光振興施策を推進します。

2-2-3：観光・交流資源の発掘・連携・活用

- 住民を始め、関係団体等と連携を図り、町内観光資源を発掘・整理しつつ、観光メニューの開発・見直し等を行い、それらを様々な手法でPRすることで、誘客を推進します。
- 町内で実施されるイベントを、本町の魅力を外部に発信するPRの機会と捉え、観光客の呼び込みを行うとともに、地域経済の活性化に貢献します。

2-2-4：グリーン・ツーリズム新規加入者の発掘

- 現在加入しているグリーン・ツーリズムの会員と協力し、新規加入者の発掘に努めます。
- 農家民泊による新たな受入農家を確保し、受入体制の充実を図ることにより滞在型観光の増加に努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 観光振興の意義を住民全員で共通して理解しましょう。
- ・ 観光ガイドやイベントへの参加等、観光振興に取り組みましょう。
- ・ 郷土愛と誇り、交流の意欲やおもてなしの心を持って観光客を迎えましょう。
- ・ 事業所等は各種イベント等への協賛に努め、地域振興に協力しましょう。



施策2-3 商工業

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(商業)

- 商業においては、社会情勢の変化や大型店進出等の外的要因と、事業者の高齢化や後継者難等の内的要因を背景に、近年、全国的に既存商店の衰退が課題となっています。
- 本町においては、中心商店街に空き店舗が目立ち、生活必需品の購入も町内外の大型店に頼らざるを得ない状況となっており、変化し続ける消費者ニーズに柔軟に対応することが課題となっています。
- 卸売・小売業の総生産額は、町内郊外への大型店の出店等により増加していますが、商店街の事業主の高齢化や後継者不足が深刻化しており、現状のままでは今後、商店街の活気が一層減退することが見込まれています。そのため、引き続き厳しい状況であると考えられます。
- こうした状況への対応として、本町では五戸町特別保証料制度とその保証料を保証する制度を整備し、地元企業の経営の安定と産業の振興を促すほか、五戸町商工会やプロジェクト^{ファイブ} V と連携した事業を実施し、地域振興や地域経済の発展に向けた取組を推進しています。

図表 卸売・小売業の総生産額の推移（平成24～28年）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
卸売・小売業（百万円）	3,319	3,531	3,645	3,896	4,058

資料：市町村民経済計算（青森県）

(工業)

- 工業においては、中小企業の業績は回復傾向ですが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあることから、地域活力の向上や雇用の確保のためにも、労働生産性向上を図ることが求められています。
- 本町の工業は、地蔵平工業団地を中心として内陸型軽工業の集積を図ってきましたが、近年の人手不足等の構造変化に対応し、企業競争力を強化することが必要です。

図表 製造品出荷額等（平成25～29年）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
製造品出荷額（百万円）	18,073	18,967	23,554	23,215	23,782

資料：工業統計調査、経済センサス - 活動調査（経済産業省）

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 商工業の振興により、地域の経済が円滑に循環しています。
- 商工会や関連団体との連携を密にして、商業の面から五戸町の活気を支えています。
- 町内工業の経営基盤の安定や企業競争力の強化に向けた、生産性向上等の取り組みが進められています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-3-1：商業の振興

- 商業の活性化を協議する場の設置を検討するとともに、説明会等を開催し、経済環境や時代の変化に伴う新しい消費者ニーズに対応できるようにします。
- 商工会との連携のもと、商店や事業所への経営指導促進を図るとともに、地元商店ならではの地域密着型サービスの展開や空き店舗の活用、特産品開発・販売等、商業振興の取組を支援し、魅力ある商業の形成に努めます。
- 事業者と連携し、消費者に対して五戸町の魅力を発信します。

2-3-2：地域に即した商業活動の促進

- 地元商店街を、単に“モノの売買”の場としてだけでなく、事業者と住民、住民と住民などの地域交流の場としても活用します。
- 商店街活性化に取り組む団体等と連携し、町内で買い物をする動機付けや商業活性化のための仕組みづくりを目指します。

2-3-3：工業の振興

- 近年、企業を取り巻く経営環境を鑑み、融資制度の周知と活用を促し、企業の経営安定化を図ります。
- 地元企業の活動の情報発信や企業の抱える共通の問題等について、意見交換の場の設置等、今後も継続して町内で企業活動がスムーズに行えるよう、連携体制の構築を目指します。
- 町支援策の拡充について検討するとともに、各支援策の周知を行うことで、支援制度活用の一層の推進を図り、企業力強化を目指します。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 町内で買い物をするなど、地元での消費を心がけましょう。
- ・ 生産するだけではなく、売る努力を心がけましょう。
- ・ 事業者は自らの活動に期待される社会的意義・役割を意識し、企業の強みと技術力をいかした創意工夫により、事業の発展に努めましょう。



施策2-4 雇用対策・新たな産業の育成

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

（雇用対策）

- 青森県有効求人倍率は近年 1.0 を超えていますが、業種や業務形態によって大きく異なり、求職側と求人側のミスマッチが生じています。
- 若者の雇用の受け皿が乏しく、大都市への労働力人口の流出が続いている一方で、地元企業の人材不足が進行しています。
- 不安定な社会経済状況にある中、育児や介護、障がいなど、個々人の事情に応じたワーク・ライフ・バランスの調和が求められていることや ICT（情報通信技術）・IoT（モノのインターネット化）の発達により、労働者も組織や従来の風習に縛られない自由度の高い業種や業務形態を志向するなど、多様な雇用機会が求められています。
- 住民が安定した生活を享受できるために、安定した雇用環境と所得が確保されていることが重要であり、関係機関との連携のもと、地元企業の経営の安定化、若年層定住に向けた企業誘致、起業への支援等により、雇用機会の確保に努めていく必要があります。

（新たな産業の育成）

- 地域の特性をいかした高付加価値製品の開発、新規分野への進出、労働環境改善等、生産性向上のための企業力強化の支援が必要です。
- 町内の資源や特性をいかし、農業と商工業、観光関連産業との連携による※6次産業の振興や新たな産業の育成等に取り組むことが求められています。加工・調理場の施設整備や販路等が少なく、6次産業化に結びついていない状況にあります。

※6次産業：1次産業（農業）×2次産業（加工）×3次産業（情報サービス）＝6次産業

農産品の生産（1次産業）から加工（2次産業）・販売（3次産業）までを手掛ける総合産業のことを指します。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 求職者の雇用が確保され、住民がそれぞれの能力を発揮しながら生き生きと働いています。
- 若者の雇用機会が増え、町内の定住促進が図られています。
- 地元企業の企業力強化や6次産業化、新たな企業の誘致、新産業の育成等により、地域産業が活性し、雇用が促進されています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-4-1：地域産業の育成支援

- 町内資源を活用し、魅力ある戦略性の高い農畜産品・製品・商品の開発に取り組み、本町に特化した産業を見いだす活動を通じ、住民の知識や技術を職業として発揮できるよう、雇用機会の増進を図ります。

2-4-2：多様な就業機会の確保

- 関係機関との連携、地元企業の認知不足解消に努め、新規学卒者を始めとする若年層や*UIJ ターン希望者の町内就職を促進します。

*UIJ ターン：

UIJ ターン：生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住する「U ターン」、生まれ育った故郷から進学や就職を期に故郷にはない要素を求めて、故郷とは別の地域に移住する「I ターン」、生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会へ移住した後、故郷に近い地方都市に移住する「J ターン」の総称。

- 関係機関と連携し、求職者に対して適切な情報提供等を行うことで、個々の事情を反映させた就職を促進し、多様な雇用の場の確保に努めます。
- 地域貢献型事業を始めとした、新規起業・創業希望者を支援します。

2-4-3：企業誘致の推進

- 企業立地に関する情報提供に努めるとともに、本町の立地等、地域特性に応じた企業誘致を行い、多様な就業の場の創出に努めます。

2-4-4：農業と商工業、観光業等との連携、6次産業化の推進

- 地元農畜産品を使用した特産品の開発・販売、農村体験や食育等、他産業との連携を推進します。
- これまでの産業間での連携実績を踏まえ、地域資源をいかした地元での生産、加工、流通を担う、6次産業の実現に向けた取組を進めます。
- 青森県6次産業化サポートセンターと協力し、加工販売を考えている起業家への支援について調査研究します。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組みましょう。
- ・事業者は、多様な就労機会とともに、安心して働ける労働環境整備に努めましょう。
- ・事業者は、地域資源（ヒト・モノ）の活用とともに、産業間での連携による新たな産業とビジネスの創出に取り組みましょう。

第3章 誰もが元気で安心して子供を生み 育てられるまち（保健・医療・福祉分野）

1 保健・医療・福祉施策の大綱

前期基本計画では、生涯にわたって健康で生きがいのある暮らしができるよう、保健活動を含めた生活習慣病予防や介護予防といった予防に重点を置いた健康づくりを推進するとともに、新たな子育て支援制度に基づく子供・子育て支援施策を推進し、母子保健活動や子育て支援の充実に取り組みました。

また、誰もが地域でその人らしい生活を実現するために、福祉事業者等と共に、相談支援や自立につながるサービス提供のほか、身近な医療機関や広域での救急医療、高度医療との連携を図りながら適切な医療の確保に努めました。

今後も少子高齢化の進行とともに、支援を必要とする住民は増加することが見込まれ、その人に応じた多様な支援が包括的に提供される体制が求められており、住民や地域、関係機関との連携が不可欠となっています。

後期基本計画では、「ごのへ健康宣言」に基づき、健康長寿に向けて住民一人一人が健康意識や予防意識を高め、健康づくり活動への参加や健診等の受診とともに、必要な支援を受けることができる保健・医療・福祉環境や体制整備を進めます。

また、安心して子供を生み育てることのできるよう、切れ目のない子育て支援に向けた取組を推進します。

2 各施策での取組指針

施策3-1 健康・保健衛生

- 運動の習慣づけや基礎体力づくり、十分な栄養補給のための教室の開催を通じて、住民一人一人の健康管理意識を高め、住民の疾病予防（生活習慣病・感染症等）のため健康行動の習慣化に努めます。
- 普段運動する機会が少ない母親などが子供と一緒に気軽に参加できるような教室を開催し、母子の健康づくりを支援します。
- 家庭や職場環境からくるストレス等から、うつや自らの命を絶つような状況に陥ることのないよう、こころの健康づくり、自殺予防に取り組みます。
- 様々な感染症に対して、発生時の適切な対応と拡大予防のための迅速な対応を行う体制や予防接種等の推進に取り組みます。

施策3-2 高齢福祉

- 身体的機能の低下・認知症・孤独や閉じこもりなどを防ぐために、通いの場での健康づくりやスポーツ教室の開催を通じて、参加者同士の交流の輪を広げるなど、健康づくりや社会参加の機会を創出し、元気な高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる豊かな長寿社会の実現に向けた取組を推進します。
- 高齢者への保健指導や健康教育・相談を始め、通いの場で実施している介護予防活動がより効果的なものとなるよう医療専門職が関わるなど、高齢者の健康づくりと介護予防が一体的に実施できるよう体制づくりを推進します。
- 高齢者や介護者等の需要に応じたサービスが円滑に提供できるよう、地域密着型サービスの充実や質の向上を図るとともに、介護保険制度の適切な運営に努めます。
- 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域で支える仕組みづくりとともに、福祉サービスや生活支援サービスの充実を図り、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する地域包括ケア体制づくりを推進します。

施策3-3 障がい福祉

- 障がいのある人が暮らしやすい環境を整備するために、生活や就労、教育等に対する相談のほか、各種障害者支援制度を推進します。
- 地域社会の様々な活動に参加し、交流できる環境を広げていくため、障がいへの理解を促進し、障がいのある人が地域社会の一員として関わり合える地域づくりに努めます。
- 医療、保健、教育、就労等の各分野における専門機関との連携を図り、支援体制の構築と支援の充実に努めます。

施策3-4 子育て支援

- 子育てしやすい環境を整備するため、新たに子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健活動と連携を図りながら、子育てに対する不安や負担感の軽減に取り組むとともに、各種子育て支援事業や医療費助成制度を推進することで、総合的な子育て支援の充実に努めます。
- 子育てと仕事等の社会的活動との両立が図れるよう、必要な保育サービスの確保や放課後の居場所づくりを支援することにより、子供を生み育てやすい環境づくりを進めます。
- 本町の地域性をいかした健全育成や要保護児童への対応等、地域ぐるみで子供を育て、子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを推進します。

施策3-5 地域福祉

- 高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめ、地域での生活に様々な困難を抱えている人に対し、地域に暮らす住民が共に支え合う地域社会の構築に向けて、住民参画による地域福祉活動を始め、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援し、総合的に地域福祉を推進します。
- 道路整備では、高齢者や障がい者等が利用しやすいように道路や歩道の整備について調査し、快適な利用環境確保のため必要な維持管理を行います。

施策3-6 医療

- 各地域、世代の住民が安心して質の高い医療を受けることができるよう、五戸総合病院を核として、町内の医療機関との連携による地域医療体制の充実、正しい病院のかかり方やかかりつけ医について、住民への普及啓発を図ります。
- 引き続き広域医療機関と連携することにより、より専門的な診療が必要な場合に対処可能な医療体制の維持に努めます。

施策3-7 保険・年金

- 国民健康保険制度に対する理解を深め、安定的かつ健全な制度運営を図るため、広報・啓発活動の推進や滞納対策の強化による保険料収納率の向上に努めます。
- 関係課と連携を図り、被保険者の自主的な健康づくりを推進するとともに、医療費の適正化に努めます。
- 窓口におけるきめ細やかな相談体制の充実を図るとともに、引き続き年金事務所との連携に努め、年金制度の周知を図ります。

施策3-1 健康・保健衛生

■ 施策を取り巻く環境 ■

(健康・保健衛生)

- 本町の平成27年の平均寿命は、男性が78.6歳、女性が86.5歳となっており、いずれも全国平均よりも低い状況となっています。
- 心身共に健康で生き生きと暮らせることは、全ての住民の願いであり、この願いを実現するために、平成29年11月に「ごのへ健康宣言」を行い、「健やかで ころ豊かな五戸町」を目指すことを宣言し、「健診」、「食事」、「運動」、「ころ」、「学び」の“健康への五つの戸”を掲げ、健康長寿の取組を推進しています。

健康への五つの戸

- 「健 診」：健康は年に一度のけんしんで確認しよう！
- 「食 事」：食事は楽しく・おいしく・バランスよく！
- 「運 動」：運動を楽しみ、日頃から身体を動かそう！
- 「ころ」：ストレス解消、上手に休養 ころも健康に！
- 「学 び」：正しい知識で生きがいのある健康な生活を！

- 「ごのへ健康宣言」に基づき、住民の各種健診、母子保健、予防接種、食生活改善等の保健サービスの実施とともに、生活様式や食生活の変化に伴う生活習慣病の予防、高齢期において要介護の状態に陥ることを未然に防ぐ介護予防等、予防を重視した健康づくりに取り組んでいます。
- また、住民の参画を仰ぎながら、これまでの自治会等を中心とした健康教室だけでなく、各種組織・団体の集まる機会を捉えて、健康教育の機会増加に努めています。

図表 平均寿命（平成17～27年）

	平成17年	平成22年	平成27年
男性：五戸町（歳）	76.6	77.0	78.6
青森県（歳）	76.3	77.3	78.7
全 国（歳）	78.8	79.6	80.8
女性：五戸町（歳）	85.3	84.8	86.5
青森県（歳）	84.8	85.4	86.0
全 国（歳）	85.8	86.4	87.0

資料：市区町村生命表（厚生労働省）

- 特定健診の受診率向上を図るため、これまで未受診者（受診歴がない方）への普及啓発に力を入れてきましたが、大きな成果が得られていない状況にあります。
- 地域で安心して子育てができるよう、幼児のう歯予防を実施するとともに、親の口腔衛生に対する意識啓発を行うなど、母子保健の充実に努めています。
- 平成31年3月に「いのち支える五戸町自殺対策計画」を策定し、こころの健康づくりとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に全庁を挙げて取り組んでいます。

図表 特定健診受診率の推移（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定健診受診率（％）	26.2	27.3	35.1	33.8	30.0

資料：特定健診、特定保健指導法定報告（国民健康保険団体連合会）

施策の目指す姿

- 「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、住民が自身の健康をきちんと把握し、健診（検診）を受診しています。
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防を進め、生涯を通じた健康づくりに社会全体で取り組んでいます。
- 誰もが運動・スポーツ・トレーニングなどに親しみ、心身の健康づくりに意欲的に取り組んでいます。

施策での取組

3-1-1：健康づくりの推進

- 広報・啓発活動の推進や教室・講座の開催等により、心身の健康に対する正しい知識の普及や健康意識の高揚を図ります。
- 健康について正しい知識を身につけ、共に支え合い、住民がそれぞれの立場から進んで健康づくりに参加できるよう、いきいき健康教室、リフレッシュ健康体操教室、スポーツ栄養教室等、各種健康教育を実施します。

3-1-2：健康診査と保健指導の充実

- 生活習慣病の予防及び重症化予防のために、受診の大切さを認識し、年1回は健診を受診できるよう、受けやすい健診体制の整備及びメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した保健指導の充実に努めます。
- 特定検診の未受診者への普及啓発活動を強化するとともに、普及啓発効果が実証されている過去3年間で一度でも受診歴があった方に対する継続受診勧奨に重点的に取り組みます。

3-1-3：歯科保健事業の充実

- 歯や口腔の健康保持増進のため、口腔衛生に対する知識の普及や歯科健診や健康教室等の予防事業の充実に努めます。

3-1-4：母子保健の充実

- 地域で安心して子育てができるよう妊娠期からの個別支援を始め、母子健康手帳の交付、乳児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談、養育支援訪問等、各種事業の一層の充実に努めます。

3-1-5：精神保健・自殺対策の推進

- 精神保健に関する知識の普及とこころの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、事業の充実に努めます。
- 「いのち支える五戸町自殺対策計画」に基づき、地域住民をはじめ、庁内各課、関係機関と連携を図りながら、いのちの大切さやこころの健康づくりに対する教育・啓発、支援に取り組みます。

3-1-6：感染症対策の充実

- 各種予防接種についての情報提供と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 一人一人が生活習慣の重要性を認識し、健康管理に努めましょう。
- ・ 年1回は各種健診を積極的に受けましょう。
- ・ 地域、事業所内で健康づくりの取組を進めましょう。
- ・ 感染症に関する知識を高め、予防に努めましょう。

施策3-2 高齢福祉

■ 施策を取り巻く環境 ■

(高齢福祉)

- 本町では、高齢化率が年々増加しており、平成30年度には38%に達しています。今後更に高齢化が伸展、高齢者を取り巻く環境が変化する中で、健康寿命の延伸に向けて※フレイル対策等の介護予防と、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施できる体制づくりが課題となります。

※フレイル：

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

- 独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者など支援が必要な高齢者は増えることが見込まれており、本人やその家族、医療、介護の専門職等だけではなく、インフォーマルサービスを含めた地域社会全体で高齢者を支えていく体制・仕組みづくりの推進が課題となっています。

そのため、高齢者が要介護状態になることを予防し、高齢者自身の健康・生きがいづくり、地域住民や関係団体が連携して高齢者の孤立防止のための見守りや支え合いづくりの体制を推進し、高齢者の権利擁護の充実を図っていく施策が必要です。

- 平成28年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業などの取組により、平成30年度の要介護認定率は15.5%にまで減少しましたが、本計画期間には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に近づくことから、今後は再び増加に転じることが予想されています。

図表 高齢化率推計の推移（平成22～令和12年）

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
高齢化率（%）	30.4	35.5	40.9	45.1	48.4

資料：2010年～2015年 総務省「国勢調査」、2020年～2030年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図表 高齢者だけで構成されている世帯の推移（平成27～31年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
高齢者だけで構成されている世帯数（世帯）	1,427	1,525	1,600	1,613	1,632

資料：住民基本台帳及び地域包括ケアシステムデータ（各年4月1日現在）

図表 要介護認定率の推移（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要介護認定率（%）	18.2	17.9	17.0	16.4	15.5

資料：2014年～2017年 厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、2018年 厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

図表 介護保険給付総額の推移（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
介護保険給付額（千円）	1,926,292	1,997,014	2,007,719	1,978,678	2,008,692

資料：青森県国民健康保険団体連合会「介護保険の実態」（平成30年度版）

- 高齢者が培ってきた知識や経験、技術をいかし、地域社会と関わりながら主体的に活躍できる場所を確保することが困難となっていることから、新たな役割と生きがいを持ち、いつまでも元気で活躍できるように支援するとともに、多様なニーズを踏まえた情報発信等を行うため、セカンドライフの支援をするための取組が求められています。

施策の目指す姿

- 住民一人一人が、早期から健康的な生活習慣を身につけ、地域ぐるみで介護予防に取り組み、住み慣れた地域で元気に生活を送っています。
- 地域で支える仕組みづくりとともに、高齢者が求める適正・適切な介護サービスや生活支援サービスが提供され、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

施策での取組

3-2-1：高齢者の生きがいづくり・介護予防の推進

- 住民主体の通いの場（サロン等）の継続的な運営を支援し、高齢者のふれあいや交流の機会を増やし、生きがいづくりを支援するとともに、ボランティアを養成し、活動を促進します。
- 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康で生き生きした生活が送れるよう、スポーツ栄養教室、シニアトレーニング教室、リフレッシュ健康体操教室等、各種健康教育の開催を通じて、高齢者の身体機能や生活習慣の改善や悪化を防ぎます。
- 元気な高齢者が、自身の持つ経験や知識、技能を発揮し、就労や地域で活躍できる機会づくりに向けて、高齢者が活躍できる環境づくりを進めます。

3-2-2：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- あらゆる機会を利用して、介護予防や疾病の悪化防止等のための知識の普及を図るとともに、健康づくりや介護予防事業等を通じて高齢者の健康課題を把握し、具体的な健康課題を抱える高齢者を必要な支援につなげます。
- 通いの場等に医療専門職が関わり、フレイル対策に着目した介護予防活動を実施できる体制づくりを推進します。
- 各種健康づくりや介護予防事業を推進し、総合事業サービスの拡充を行います。

3-2-3：認知症の理解と啓発の促進

- 認知症サポーター養成講座開催や認知症ケアパスの普及、まちカフェ通信の作成、配布等により、地域で認知症の人やその家族を見守り支えられる人を増やします。

3-2-4：地域包括ケア体制の整備

- 医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた「高齢者のワンストップ相談窓口」として、地域包括支援センターの窓口機能の充実を図ります。
- 在宅医療・介護連携推進事業を推進し、在宅での医療と介護を包括的に提供するための体制整備を行います。

3-2-5：介護保険制度の運営・サービスの適正化

- 事業者に対する適切な指導監督及び給付適正化の取組により、適正な介護サービスの提供を図るとともに、総合パンフレット等を作成し、介護保険制度の周知を図ります。
- 利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。

3-2-6：地域密着型サービスの充実

- 今後の高齢者数、高齢化率及び要介護認定率の推移を踏まえ、必要な介護サービスの種別・量を確保し、サービス基盤の整備に努めます。

3-2-7：高齢者が住みよいまちづくりの推進

- 民生委員やボランティア、配送業務などを主とする民間事業者と連携して地域での見守り活動を推進していきます。
- 高齢者の権利擁護のための必要な支援として、警察等関係団体と連携し、虐待への迅速な対応を行うとともに、意識啓発を進めます。
- 避難行動に支援が必要な方について「災害時要援護者登録」の啓発、申請を進めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 自身の健康・体力を維持し、介護予防教室や地域にある通いの場（サロン）への参加など、積極的に介護予防に取り組みましょう。
- ・ 介護保険制度を理解し、適切な介護サービスの利用に努めましょう。
- ・ 悩みや生活での困りごとがあれば、地域包括支援センターに相談しましょう。
- ・ 地域ぐるみで高齢者等への声かけ、見守りを行うなど、地域で支え合う活動に参加しましょう。

施策3-3 障がい福祉

施策を取り巻く環境

(障がい福祉)

- 平成31年4月1日現在、本町の障害者手帳所持者数は1,211人となっており、自立した生活に向けては、医療や学習、就労等の面における総合的な支援や様々な社会参加に向けた支援が求められています。
- 乳幼児から高齢者まで幅広い世代において障がいを抱える可能性があり、障がいにより日常生活は大きく変化することからそれぞれのライフステージや各個人の生活環境に応じた支援が求められます。
- 障がいの種別や程度に応じて必要とするサービスが異なるため、障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、制度周知・相談体制の充実を図る必要があります。また、障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、一人一人の多様なニーズに応えられる福祉サービスの量と質の充実が求められます。
- 障がいのある人が地域で自立した暮らしを実現するためには、障がい者（児）本人だけでなく、地域の理解や家族への支援を行う等、障がいのある人を取り巻く環境へ多くの支援が求められています。
- 平成26年1月に、国は障がいのある人の権利を実現するための措置等が規定された「障害者権利条約」を批准しました。そして、平成28年4月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、今後は、障がいのある人に対する自立支援に加え、地域社会での共生や※社会的障壁の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組んでいくことが求められます。

※社会的障壁：

障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものを指します。

図表 障害者手帳所持者数（平成31年4月1日現在）

	身体障害者手帳	愛護手帳(療育手帳)	精神障害者保健福祉手帳
障害者手帳所持者数（人）	827	209	175

資料：福祉課

施策の目指す姿

- 障がい者（児）が安心して生活できる地域づくり、支援が広がっています。
- 障がい者（児）が自立した生活を送り、社会参加する環境が整備されています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-3-1：相互理解・差別解消の促進

- 障がいを持つ人と持たない人が、共に生きる社会環境づくりを目指す※ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育の充実を図ります。

※ノーマライゼーション：

高齢者や障がいのある人等、ハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。

- 障がいを理由とする差別の解消を図るとともに、障がいを持つ人と持たない人との相互理解と交流の促進に努めます。

3-3-2：障がい者の社会参加の促進

- 障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。
- 関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発等、福祉的就労機会の充実に努めます。

3-3-3：障がい福祉サービスの充実

- 障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、居宅介護、重度訪問介護、短期入所等の障がい者福祉サービスの充実を図ります。

3-3-4：障がい児福祉サービス・療育体制の充実

- 障がいの早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、相談・支援の充実により、障がいのある子供の乳幼児期における成長を支援します。

3-3-5：権利擁護・虐待の防止

- 障がいのある人の権利擁護のための取組を支援するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。
- 障がいのある人に対する、虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 障がいについて理解を深め、地域や近隣で支え合いましょう。
- ・ 暮らしの中で困ったことがあったら、行政や相談事業者等へ相談しましょう。
- ・ イベントや行事を開催する際は、障がいのある人等、誰でも参加しやすいように心がけましょう。

施策3-4 子育て支援

施策を取り巻く環境

(子育て支援)

- 地域での子育て家庭が減少、少子化が進行しており、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすおそれのある急速な少子化が全国的な課題となっており、そのための取組が求められています。
- 子育て家庭を支援するため、子育て支援制度による新たな子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、各種支援事業を実施するとともに、子育て家庭の働き方や暮らし方の変化に伴う多様なニーズに対応する子育て支援の充実を図り、子供を町全体で支える取組が必要となります。
- 本町においては、地域での子育て家庭の減少、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、医療費助成、子育て支援サービスの充実、育児相談、情報提供に努めていますが、更に育児不安や子育ての悩みを解消し、子供を安心して生み育てられるよう、相談・支援体制の充実を図り、切れ目のない支援体制の充実が必要となります。
- 医療費助成については、乳幼児等（0歳から中学卒業まで）の保健及び出生育児環境の向上を目的に医療費の助成をしていますが、未就学児と小中学生の保護者の所得額の基準に違いがあります。また、県内市町村間においても保護者の所得額の基準に違いがあるため、検討が必要となっています。

図表 乳幼児等医療費給付費の推移（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳幼児等医療費給付費（円）	18,863,351	17,318,859	23,849,519	26,454,786	27,250,626

資料：健康増進課

施策の目指す姿

- 安心して子育てができ、子供が地域で健やかに成長しています。
- 保健活動や子育て支援が充実し、子育てしやすく、親子で共に成長できる環境が整備されています。
- 乳幼児等の傷病等を十分に治療でき、健康な子供が増えています。

施策での取組

3-4-1：総合的な子育て支援の推進

- 子ども・子育て支援事業計画に基づく各種施策を展開し、地域の実情に即応できる子育て支援を総合的に推進します。
- 子育て世代包括支援センターにおいて関係機関等とのネットワークを構築し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- 乳幼児等が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給します。

3-4-2：子育て支援サービスの充実

- 子育て家庭の働き方や暮らし方等の変化に伴い多様化するニーズに対し、必要な支援を利用できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

3-4-3：子供と親の健康の増進

- 安全かつ快適な妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健事業により、子供と親の健康の増進を支援します。

3-4-4：相談体制の充実

- 育児不安や子育ての悩みを解消し、子供を安心して生み育てられるよう、地域子育て支援センターや健診等での相談・支援体制の充実を図り、子育て不安の解消に努めます。
- 子育て中の親は子供の成長の段階に応じて、様々な悩みや不安を抱えます。その悩みや不安を解消するため、適切な相談や情報提供を行うことにより、家庭の子育て力を高めます。

3-4-5：要保護児童等への対応の推進

- 関係機関・団体と連携し、児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実等、援助を必要とする子供と家庭に対する取組を推進します。

住民や地域に期待する役割

- ・ 子供の健康維持のため、健診や健康相談には必ず参加しましょう。
- ・ 地域、事業所等、地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。
- ・ 妊娠期や子育て期の、不安や心配なことは相談しましょう。

施策3-5 地域福祉

■ 施策を取り巻く環境 ■

(地域福祉)

- 人口の減少や少子高齢化、核家族化、独り暮らし高齢者の増加等世帯構造の変化、更には住民の価値観や暮らし方の変化等、福祉を取り巻く環境が大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合っただけでなく複雑化し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しているため、包括的な支援体制の整備や重層的な支援の構築が求められています。
- 今後、少子高齢化は更に進行し、地域で支援を必要とする人は、増大することが見込まれるため、住民一人一人が地域福祉活動の担い手として、関心を持ってもらう必要があります。
- 身近な地域での暮らしでは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの公的なサービスだけでは解決が困難な課題も生じており、誰もが安心して暮らせる生活環境の整備とともに、地域住民による見守りや共に支え合う活動等、地域ぐるみで支え合う取組が、これまでも増して重要となっています。

■ 施策の目指す姿 ■

- 多くの住民が地域で共に支え合う意識を持ち、地域福祉活動に取り組んでいます。
- 身近な地域での課題に対して、支援するボランティア等、地域活動の担い手が育っています。

■ 施策での取組 ■

3-5-1：地域福祉意識の醸成

- 地域と学校の連携やイベント等地域における交流の場づくり、見守り等、人と人の絆、福祉への理解促進により、思いやりのある地域づくりに向けた意識の向上を図ります。

3-5-2：支え合いの仕組みづくり

- 安心して福祉サービスを適切に利用できるよう、情報の提供や相談体制を確保するとともに、特に冬期や災害時に求められる「自助」、「共助」、「公助」が相互に作用する支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

3-5-3：見守り・生活支援体制の構築

- 多様な主体による声かけや訪問等による見守りや声かけ活動等を通じて、支援の必要な人を把握するほか、介護保険法による生活支援体制整備事業で実施されている協議体等を活用し、必要な生活支援につなぎます。

3-5-4：社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- 社会福祉協議会を始め、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

3-5-5：福祉活動の人材育成

- 地域福祉を支える担い手の育成や研修等への参加を促進するとともに、ボランティア団体や地域活動団体との連携等による地域福祉活動を推進します。

3-5-6：世代間交流の機会・社会参加の推進

- 地域での顔の見える関係を深めるとともに、幅広い年齢層が福祉活動に関わるようにしていくため、世代間で交流する機会づくりを進めます。
- 高齢者が生涯を通じて活躍できるよう、働くことを通じて生きがいを得たり、地域社会の活性化に貢献するなど、社会参加の機会創出に努めます。

3-5-7：生活困窮者への支援

- 町内で、様々な理由から生活が困難となっている住民の自立を支援する視点から、生活保護制度等に基づく支援とともに、関係機関と連携し、個々の状況に応じて、就労による経済的自立と生活支援を進め、自立を促進します。

3-5-8：福祉のまちづくりの推進

- 今後も高齢者や障がい者等が利用しやすいように、必要な施設整備や道路整備を行います。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 地域福祉の担い手としての意識を持ち、見守りや声かけなど、できることから地域での支え合いに取り組んでみましょう。
- ・ 高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援の必要な人の気持ちに立って行動してみましょう。
- ・ 困りごとがあるときは、一人で悩まずに相談しましょう。

施策3-6 医療

■ 施策を取り巻く環境 ■

(医療)

- 年齢に関わらず、病気や怪我に対する備えは、地域での暮らしに不可欠なものです。こうした中で、本町の主要な医療機関である五戸総合病院は、総病床数165床、診療科9科を有し、町内の民間医院との連携や、八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、十和田市立中央病院等、周辺病院との連携を図り、地域医療の充実に努めています。
また、患者が住み慣れた地域で安心して療養できるよう、在宅患者の求めに応じ、常に対応できる在宅療養支援病院の認定を目指しています。
- 高齢化の急速な進行とストレス社会の進行に伴い、医療ニーズも多様化・複雑化しており、かかりつけ医ほか医療機関との連携体制の充実に努めていく必要があります。
- 保健・医療・福祉施策においては、病気の予防や重症化予防に重点を置いた取組が進んでいます。特に定期的に健診（検診）を受け、病気を早期に発見し治療につなげることが重要となっています。
- 常態化している医師不足を解消するため、大学との連携強化に取り組んでおり、大学・他病院からの医師派遣は、引き続き必要となっています。また、看護師も不足していることから新たな取組が必要となっています。

■ 施策の目指す姿 ■

- 住民が病気等になっても在宅で安心して暮らせる環境づくりや活動が進んでいます。

■ 施策での取組 ■

3-6-1：地域医療体制の充実

- 疾病等の状況に応じた適切な医療が受けられるようにかかりつけ医活用の普及に努めます。
- 家庭訪問、健康教育、健康相談、健康診査等において、医療を必要とする対象者を把握した場合、関係機関と連携し早期受診につなげるとともに、医療機関からの依頼や情報提供により早期受診や在宅療養の継続に向けた支援を行います。

3-6-2：休日及び夜間医療体制の安定化

- 広域的連携のもと、休日及び夜間医療体制の安定化に向けて、医療従事者の確保等に努めます。

3-6-3：保健・医療・福祉の連携強化

- 町の保健活動、各種健診（検診）を通じて、対象者を早期に発見し治療につなげる体制を強化するとともに、在宅医療の利用の充実を図るため、保健・医療・福祉の連携を深めていきます。

3-6-4：医療に係る人材の確保・養成

- 将来において五戸町が開設する病院の医師、薬剤師として勤務しようとする学生に対し、修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療の充実に必要な医師、薬剤師の確保を図ります。
- 地域医療に従事する医師の養成を目的として、県内外の大学病院等から研修医の受入れを行います。
- 看護師確保に向けて、新たに県の病院局が実施している県内自治体病院共同採用試験へ参加するなど、看護師不足の解消に向けた取組を進めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、不安を解消しましょう。
- ・ 多受診や重複受診、自己判断で治療を中断することは避けましょう。
- ・ CTやMRIなどの機器を活用した医療が提供可能な五戸総合病院を積極的に活用しましょう。

施策3-7 保険・年金

■ 施策を取り巻く環境 ■

（国民健康保険）

- 国民健康保険制度は、国民皆保険を支える大きな役割を果たしていますが、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い等の構造的な課題を抱えており、本町においても同様の状況にあり、財政運営は非常に厳しいものとなっております。こうした状況を踏まえた国民健康保険の制度改革により、平成30年度から財政運営が市町村単位から都道府県単位へ広域化されましたが、市町村は、資格管理・保険給付・保険税率決定・賦課徴収・保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う必要があります。
- 高齢化や医療技術の高度化等により一人当たりの医療費が年々増加し、保険財政を圧迫していることから、今後の国や制度の動向などを踏まえ、引き続き、医療費の適正化や収納率の向上等、適正な運営を行っていく必要があります。

図表 国保被保険者数の推移（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国保被保険者数（人）	5,534	5,272	4,859	4,583	4,327

資料：国民健康保険事業状況報告書（事業月報）H27～31.3月末現在

図表 国保被保険者1人当たりの医療費の推移（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1人当たりの医療費（円）	344,673	366,721	362,565	397,626	397,477

資料：国民健康保険図鑑（国保連発行）H27～31年度版

（後期高齢者医療）

- 高齢者の医療の確保、健康の維持・増進を目的とした、高齢者の心身の特性に応じた保健事業の実施や健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力への支援が必要になっています。
- 予防・健康づくりの促進、保健事業の充実・強化による医療費適正化や収納率の向上等、事業の健全運営に向けた取組が求められます。

（国民年金）

- 国民年金制度は、将来の年金を保証するものであり、障害・死亡の不測の事態が発生した場合、納付をしていなければ、年金を受けられない可能性があることから後期計画も引き続き、制度の大切さ・住民の理解を深める必要があります。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 住民の保険制度に対する理解が深まり、適正な保険制度が運営されています。
- 住民（被保険者）誰もが必要な医療が受けられ、安心して暮らしています。
- 住民の国民年金制度に対する理解が深まり、無年金者・低年金者・障がいや死亡の保障での不支給が減り、適正な年金制度が運営されています

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-7-1：国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の周知・健全な運営

- 町広報紙や町ホームページ等を通して、保険制度の理解を図ります。
- 県算定納付金に基づく保険税の適正な賦課を行うとともに、滞納世帯減少に向けた取組強化等により収納率向上を図り、財政の健全化に努めます。

3-7-2：ジェネリック医薬品の普及促進

- ジェネリック医薬品の利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。

3-7-3：健康づくり・特定健診の推進

- 生活習慣病の早期発見のため、特定健康診査受診率の向上を図り、医療費の削減を図ります。
- 健康づくりのパンフレット配布を行い、被保険者の自主的な健康づくりを図ります。

3-7-4：国民年金制度の啓発・年金相談の充実

- パンフレットの窓口配付、町広報紙や町ホームページ等を通して、年金制度の理解を図ります。
- 国民年金に関する事務手続を適切に行うため、年金事務所と連携し、窓口における相談等の充実を図ります。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 年に一回は、健診を受けましょう。
- ・ ジェネリック医薬品を積極的に利用し、医療費の適正化に努めましょう。
- ・ 保険料は、納期限内に納めましょう。
- ・ 国民年金制度の重要性を理解し、納付義務を果たしましょう。

第4章 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち (教育・文化分野)

1 教育・文化施策の大綱

前期基本計画では、学校教育において、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康・体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本に、各学校の創意工夫による特色ある教育に取り組んできました。

また、地域や世代間の集い、学び、活動を通じて、住民同士の交流につながるよう、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動や地域行事や歴史、文化財等、郷土文化の保存・継承に取り組んできました。

後期基本計画では、前期基本計画での各施策における取組を継続するとともに、学校や家庭、地域社会での学び、活動、体験を通じて、五戸町の魅力を再発見し、郷土への愛着を深め、未来を担う人づくり、地域に貢献する人づくりを進めます。

また、住民同士や地域間の交流、自身の健康や生きがいにつながる取組として、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

町内にある有形・無形の文化財については、観光や交流につながる交流資源として、保存、継承していくとともに、有効活用を図ります。

さらには、高等学校等教育機関の誘致を行い、安全で安心なつながりのある教育環境づくりを図ります。

2 各施策での取組指針

施策4-1 幼児・学校教育

- 子供一人一人の個性を尊重し、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、特色ある幼児・学校教育に取り組めます。
- 子供の健やかな成長と安全で安心な居場所づくりに向けて、学校・家庭・地域が一体となって取り組めます。
- 高等学校等教育機関を誘致し、地域において安全で安心な幼児教育から高等教育までつながりのある教育環境を作ります。

施策4-2 生涯学習

- 生涯にわたる学習意欲に応えるために施設の充実を図り、各種研修・講習・学習会を積極的に開催します。
- 生涯学習活動を通じて、新たな知識の習得や人との出会いの場となるよう、住民の学習ニーズへの柔軟な対応や気軽に参加できる機会づくりに努めます。
- 図書館については、利用者の安全のため、施設の修繕・改修を行うほか、利用促進のため、移動図書館や読書週間に企画展等を開催します。

施策4-3 スポーツ・レクリエーション

- 住民がそれぞれの年齢、趣味、体力に応じたスポーツ・レクリエーションに親しめるような教室を開催するほか、多様なスポーツやレクリエーションに対応できる指導者の確保や施設・設備の改修等を進めます。
- スポーツやレクリエーションのイベントを通じて、住民同士の交流や連携中枢都市圏内交流促進を図ります。

施策4-4 地域文化の振興

- 本町の自然、歴史、文化等の郷土に関する文化財の保護に努めるとともに、先人が残した郷土の貴重な文化財を地域資源として有効活用できるよう保護体制の充実を図るとともに、学校教育・生涯学習活動を通じて、地域の文化や歴史に対する住民の関心を高める取組を推進し、町内の地域文化と郷土芸能を後世に残すまちを目指します。
- 地域の伝統や文化に誇りを持ち、伝統や文化の保存・継承に向けて、取り組みます。
- 町内にある有形・無形の文化財を地域の資源として、観光や交流にいかします。

施策4-1 幼児・学校教育

■ 施策を取り巻く環境 ■

(幼児・学校教育)

- 子供が、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力といった「生きる力」を身につけ、本町の未来を担う人材として心身共に健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。
- 生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の教育の充実、特別支援教育の充実、食育の充実に努めるとともに、安全対策強化のための学校整備等、総合的な取組を一体的に進めていく必要があります。
- 児童、生徒数は年々減少しており、学級数減少による空き教室の増加や施設の老朽化等、教育環境の低下が懸念されています。
- 児童、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばし、生きる力と夢を育む教育を進めるとともに、地域で子供が安全で安心して活動できる支援体制や放課後の居場所づくり、健全育成活動を推進していく必要があります。
- これまで地域の発展に貢献する有為な人材を輩出し、町勢発展の中心として大きな役割を果たしてきた五戸高等学校が令和4年3月末をもって閉校し、地域への影響が懸念されています。

■ 施策の目指す姿 ■

- 安全で安心なつながりのある教育環境を作ること、児童・生徒が一人一人の個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成につながっています。
- 安全で安心な子供の居場所づくりに向けて、みんなで子供を守り育てるまちづくりが進んでいます。

■ 施策での取組 ■

4-1-1：幼児教育の充実

- 基本的な生活習慣を身につけさせることを基本に、子供の成長に応じた一人一人の個性や豊かな心を育むことの大切さといった発達や学びの連続性を踏まえ、保育園、幼稚園等の特色をいかしながら、教育・保育環境の中核である教員・保育士の資質の向上を図り、幼児教育の充実に努めます。

4-1-2：学校教育の充実

- 学力の向上、豊かな人間性の育成、健康・体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本に、少人数学習を推進し、個に応じた指導方法の工夫改善に努めるほか、国際化、情報化や環境教育等、時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。
- 次代を担う人に育てていくため、子供の個性や地域の特性をいかし、各学校の創意工夫による特色ある教育活動を推進します。

4-1-3：道徳教育の充実

- 指導体制や家庭・学校・地域の連携などの環境を整備し、命の尊さを理解し、思いやりの心を育む道徳教育を推進します。

4-1-4：食育の充実

- 地域の安全安心な食材を学校給食に活用し、地産地消の取組を推進するほか、「馬肉汁」等の地域の伝統食や行事食を取り入れるなど、食育の充実を図ります。
- 地域の農産品が学校給食で使用される機会等に合わせた出前講座やバイキング給食等を通じて、子供たちが正しい食生活と地域の味に親しめるよう取り組みます。

4-1-5：家庭・地域と連携した学校づくり

- 学校・幼稚園が教育活動や運営状況を積極的に公開するとともに、保護者や地域住民の意見やニーズを反映させるよう学校評議員を活用し、学校・家庭・地域が連携して子供を育てる学校づくりを推進します。

4-1-6：放課後の居場所づくり・青少年育成運動の推進

- 放課後児童クラブ、放課後子供教室の連携により、子供の放課後の安全な居場所を確保し、健やかでたくましい子供の育成に努めます。
- あいさつ運動等を通じて、地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進め、青少年の健全育成に努めます。

4-1-7：子供の安全確保

- 自然災害を含めた防災や防犯、交通安全への教育、意識啓発に努めます。
- 登下校時のあいさつや声かけ等、地域ぐるみで子供の見守りを進め、子供の安全確保に努めます。

4-1-8：旧五戸高等学校の土地及び建物を利活用した教育環境の充実

- 旧五戸高等学校の土地及び建物について青森県から譲渡を受け、そこに高等学校等教育機関を誘致することで、地域において安全で安心な幼児教育から高等教育までつながりのある教育環境を作ります。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 幼児教育や学校教育について理解し、必要に応じて参加、協力しましょう。
- ・ 家庭では、子供と学校のこと等について話しましょう。
- ・ 子供の犯罪被害や事故等の防止に向けて、地域全体で子供を見守りましょう。

施策4-2 生涯学習

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(生涯学習)

- 少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大等を背景として、心の豊かさや自分らしさの発見等、豊かな生活を送るために、生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。
- 本町には、町立公民館・歴史みらいパーク（図書館）・ごのへ郷土館等の社会教育関連施設があり、これらの施設を中心に社会教育活動に取り組んでいます。
- 今後は町内の社会教育関連施設を有効活用し、社会教育が身近に感じられ、気軽に楽しめる環境づくりが重要になると考えられます。そのためには、関連施設の充実に努め、住民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。
- 少子高齢化が進行している中、子供から高齢者まで、全ての人々が学ぶことのできる場の確保が、非常に重要となっています。また、情報化の進展に伴い利用者の求める情報も高度化、多様化してきていることから、誰もが必要な情報を得られる場が求められています。
- 図書館は開館から20年以上が経過していることから、利用者が快適かつ安心して利用できる環境を維持していくため、修繕が必要となっています。
- 子供たちが幅広い年代の人との交流や地域資源をいかした様々な体験を通じて、地域の魅力を再発見するといった企画・体験型の学習機会が、郷土への愛着を深める新たな取組として進められています。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 社会教育関連施設が積極的に活用され、学習機会を通じて、ふれあい、交流が生まれています。
- 歴史みらいパークが住民の憩いの場として利用され、教育・文化の情報拠点としての役割を担っています。
- 子供たちが幅広い世代との交流を通じて、地域の魅力を再発見し、郷土への愛着を深めています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-2-1：社会教育関連施設の充実

- 社会教育活動の拠点となる、町立公民館・歴史みらいパーク（図書館）・このへ郷土館等の利用者ニーズに応じた運用とともに、必要な設備の修繕等を行い、施設の有効活用を図ります。

4-2-2：図書館の利用促進

- 図書館利用者ニーズに応じた運用とともに、必要な設備の修繕等を行い、施設の有効活用を図ります。
- 毎月1回、地域や各小学校を巡回する移動図書館を行い、遠方の利用者や児童にも図書を借りやすくし、利用促進を図ります。
- 子供から大人まで幅広い世代の住民が本に興味を持ってもらえるよう、企画展やクイズラリー等を開催し、利用促進を図ります。

4-2-3：生涯学習プログラムの整備と提供

- 各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心に町民大学等、多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。
- 町広報紙や町ホームページをはじめ多様な情報提供の充実を図るほか、住民の社会参加を支えるため、社会教育関連施設へ通う際の移動手段の確保等、活動の促進に努めます。

4-2-4：指導者の育成と団体等の活動支援

- 様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援と各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

4-2-5：若い世代が参加しやすい社会教育の実施

- 若い世代が参加しやすいよう、若い世代の興味・関心が高そうな講座や親子で参加できる講座など、若い世代や子育て家庭が親子で参加しやすい学びの場づくりに努めます。
- 若い世代の社会教育活動のリーダーとなる人材やグループの育成・支援に努め、社会教育の活性化を図ります。

4-2-6：五戸町を深く知る取組の推進

- 子供たちが企画から運営まで担うイベントの開催や伝統工芸の体験、県外に赴き、本町で栽培された野菜等をPRするなど、子供たちが幅広い年代の人と交流できる場や五戸町のことを深く知ることができる場を創出します。

4-2-7：学習成果の活用

- 住民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりにいかす*生涯学習社会の実現のために、イベント等での発表等、学習の成果を活用する場を確保し、住民の学習意欲の向上に努めます。

*生涯学習社会：

教育基本法に基づき、住民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことのできる社会のことです。

- 生涯学習活動のリーダーとなる人材を継続的に育て、リーダーの世代交代を図りながら様々な機会と活動場で「知」の共有、継承がなされ、地域社会やまちづくりに還元されるような仕組みづくりを進めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 新たな知識・技術を学ぶ機会として、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- ・ 生涯学習活動の成果をまちづくり活動にいかしましょう。
- ・ 郷土を愛し、伝統工芸に興味を持ちましょう。
- ・ 交流イベント等に積極的に参加しましょう。



施策4-3 スポーツ・レクリエーション

■ 施策を取り巻く環境 ■

(スポーツ・レクリエーション)

- 本町の社会体育活動は、学校でのクラブ活動のほか、学校開放、ひばり野公園、屋内トレーニングセンター、スポーツ交流センター、倉石スポーツセンターの施設において、スポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいます。
- 本町には、スポーツ少年団、五戸町スポーツクラブといった活動団体があり、様々な世代がスポーツ活動を通じて、地域住民が心身ともに豊かな生活を送ることができるよう、住民の健康や体力の増進、競技力向上に取り組んでいますが、スポーツクラブのボランティア指導者の確保が課題となっています。
- 今後は、各スポーツ施設、用具などの充実及び更新、並びに安全面の確保を計画的に進めていくとともに、各種スポーツ団体の育成、指導者の確保、生涯スポーツの推進等により、スポーツ・レクリエーション活動の充実を進めていくことが求められます。

■ 施策の目指す姿 ■

- 自身の体力や年齢に応じたスポーツ活動に励んでいます。
- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身の健康や生きがいがづくり、地域間の交流につながっています。

■ 施策での取組 ■

4-3-1：多様なスポーツ活動の普及促進

- スポーツ活動などに関する情報発信のため、関係機関と連携を図りながら町広報紙やホームページを通じて活動内容の紹介や参加者募集などを行います。
- イベントの実施者と連携を図りながら幼児のための運動教室、高齢者のための各種スポーツ大会、事業所対象のソフトバレーボール大会などの企画運営を行います。

4-3-2：指導者の育成・確保

- 各種事業所に働きかけ、救命講習会、メンタルトレーニング講習会などを行うほか、五戸町スポーツクラブのボランティア指導者確保のため、謝金や交通費などの財源を確保するほか、募集のためのPR活動を行います。

4-3-3：スポーツを通じた交流の促進

- スポーツやレクリエーションのイベントを企画開催し、住民同士の交流や連携中枢都市圏内交流促進につなげます。

4-3-4：スポーツ環境の整備

- スポーツ施設・器具などの老朽化により安全性が危惧されるものについては随時修理・更新していくなど、住民や使用者のニーズを捉えて器具などを充実させます。
- 子供から高齢者まで、幅広い年齢層を対象としたイベントの企画運営やスポーツ教室を開催します。
- AED などの使用方法を学ぶ救命講習会、怪我を予防するためのストレッチを学ぶスポーツ安全講習会、健康で丈夫な体づくりを目指したスポーツ栄養教室などを開催します。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 健康づくりのため、年齢・体力に応じたスポーツ活動に取り組みましょう。
- ・ 町内のスポーツ施設を積極的に利用するとともに、利用の際は安全に、大切に使いましょう。
- ・ イベントや各種スポーツ大会の運営や競技へ積極的に参加しましょう。



施策4-4 地域文化の振興

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(地域文化の振興)

- 本町には、縄文時代等の遺跡が数多く存在しているほか、古くから馬産地であり、藩政時代には代官所のあった町として栄えた歴史があります。
これまでも先人が築いてきた貴重な郷土資料を収集し、保存に努めていますが、より効果的な活用を図るために、平成30年に開館したごのへ郷土館を拠点に、郷土の歴史・文化を伝える貴重な建造物等の文化財の有効活用を行っています。
- 人々の価値観がますます多様化する中で、郷土の歴史、文化へ触れる機会は、地域への愛着を深めるとともに、新たな仲間づくりや交流を生む機会となるため、地域での様々な活動を通じて文化の継承を図っていく必要があります。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 地域の伝統や文化に誇りを持ち、保存・継承に向けて、取り組んでいます。
- 様々な文化財が地域の資源として、観光や交流にいかされています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-4-1：保存団体、指導者の育成

- 各種保存団体の育成・支援に努めるとともに、伝承のための指導者やボランティアの育成・確保を図り、住民の保存・継承活動の一層の活発化を促します。

4-4-2：文化財の保存活動の推進

- 本町に関係する歴史資料や文化財の整理収集に努め、文化財の適切な保存活動を推進します。

4-4-3：文化財の活用

- 地域文化への理解を深めるため、ごのへ郷土館を拠点に、啓発活動や講座の開催等、文化財に対する住民の意識の向上を図ります。
- 本町の歴史的な有形・無形文化財について、観光資源としての活用を図ります。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・地域の歴史や文化を風化させないよう、町の財産である文化財を大切に保存・継承しましょう。
- ・五戸まつりや地域行事、祭りへの参加を通じて、伝統文化の保存・継承に取り組みましょう。



第5章 安定した行財政運営による持続可能なまち (行財政運営分野)

1 行財政施策の大綱

前期基本計画では、将来にわたって持続可能な行財政運営を図るため、行政改革に取り組み、自主財源の確保や財源の効率的な活用による健全な財政運営に努めるとともに、本町が加入する広域事務組合や八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）での広域的な連携を推進してきました。

後期基本計画では、人口減少による税収入の減少、インフラを含む公共施設の老朽化、施設の維持管理に係る経常経費の増加など、将来の様々な課題に対応すべく、限られた財源の中で、質の高い行政サービスを提供するとともに、効率的な行財政運営に取り組みます。

また、生活圏の拡大、地域課題や社会ニーズが複雑化・多様化する中で、広域事務組合による事務の効率化や八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、中核となる八戸市と医療・福祉・産業振興等、10の政策分野について連携協約を締結し、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図ります。

2 各施策での取組指針

施策5-1 行財政運営

- 収支のバランスがとれるよう、経常経費の削減や民間の活用による業務の効率化を図るとともに、公共施設の老朽化に対応していくために、計画的な財政運営を推進します。
- 職員一人一人の持つ能力や個性をいかし、組織力の拡充を図るために研修を受講させ、職員の意識や能力の向上に努めます。

施策5-2 広域行政・広域連携

- 広域で実施することで住民サービスの向上や効果的な事業については、加入している広域事務組合において行い、効率的な行財政運営に努めます。
- 近隣市町村等と連携し、広域的な行政課題に効率的かつ効果的に対応するとともに、八戸圏域連携中枢都市圏構想に基づき、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済の維持に取り組みます。

施策5-1 行財政運営

■ 施策を取り巻く環境 ■

(行財政運営)

- 社会経済情勢が複雑に変化する中、厳しい財政状況の下で、地域特性や多様な住民ニーズを反映させた施策の積極的な展開など、様々な課題への対応が必要とされています。このような状況の下、その担い手である職員には、限られた人員で効率的なサービスを支える行政の専門家として、幅広い視野や専門的なスキルを備え、また、コスト意識と住民感覚を保持しながら、高い倫理観・使命感を持って業務を遂行することが大きく期待されています。
- 本町では、持続可能な行政運営を進めていくために、公共施設の維持に係る電気料金など、経費の見直しを行っていますが、施設管理等の委託費の増額など、経常的に掛かる経費は年々増加しています。
 今後は既に見直しを行ったものについて、その効果を検証するほか、施設の維持管理費等の縮減や節減・合理化が見込まれる事業の掘り起こしを行うことで経常経費を削減していく必要があります。
- 町内の多くの施設等が更新や大規模改修の時期を迎えているため、施設の統廃合や改修等を計画的に実施していくことで普通建設事業費及び地方債発行の軽減・平準化に取り組んでいく必要があります。このような状況の下、公債費負担も含めた財政の健全化を図っていくためには、財政状況の変化・推移等を分析し、歳入・歳出の見通しをより正確に把握するなど、これまで以上に計画的な財政運営が求められます。
- 町税の増加やふるさと納税の推進により近年は自主財源の増加が見られていますが、今後は人口減等により継続して町税の増加を見込むことが難しいことなどから、自主財源の確保に加え、国・県の補助制度を有効活用するなど、依存財源も含めた財源確保の取組が必要となります。
- 財政状況の分析や予算・決算の情報はこれまでも公表してきましたが、住民に関心を持ってもらえるよう、よりわかりやすい情報の公表に努める必要があります。

図表 経常収支比率の推移（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収支比率（％）	84.3	79.2	83.2	85.7	88.3

資料：企画財政課

- 指定管理者制度の導入等による民間活力の活用は徐々に進められ、事務の軽減が図られてきていますが、町内では対応できる業者が限られているなど、経費は十分な縮減に至っていない状況です。そのため、今後は既に民間を活用している業務について費用の妥当性などの見直しを行うとともに、更に民間を活用できる業務の検討を行う必要があります。
- マイナンバーカードを活用した官民サービスとして、※マイナポータル、税申告、コンビニ交付サービス等展開されていく中で、マイナンバーカードの取得率が低い状況が続いており、利用促進に向けた取組を進める必要があります。

※マイナポータル：

政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする、行政手続や行政機関からのお知らせを確認することができるもの。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 収支のバランスがとれた、健全な行財政運営が図られています。
- 親切でわかりやすく、質の高い行政サービスが提供されています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

5-1-1：健全な行財政運営の推進

- 国等の制度に対応しながらも財政構造の弾力性を確保していけるよう、経費の見直しや合理化に努め、経常経費の削減を図ります。
- 財政状況の分析・公表を積極的に行い、住民にわかりやすい情報の提供に努めます。
- 指定管理者制度等、民間活用している業務内容や費用の見直しを行うとともに、更に活用できる民間活力の掘り起こしを行い、業務の効率化を図ります。

5-1-2：財源の確保

- 町税等の収納率の向上や、ふるさと納税の推進等による自主財源の確保のほか、国や県の補助制度の有効活用による財源の確保に努めます。

5-1-3：計画的な財政運営

- 公共施設の改修や更新、統廃合を計画的・効率的に行い、計画的な財政運営及び公債費負担の健全化に努めます。

5-1-4：ふるさと納税の推進

- ふるさと納税制度の活用により、町への関心や応援者の増加に努め、町内外の多くの方のまちづくりへの参画を図ります。また、ふるさと納税による寄附金をより質の高い行政サービスのための原資とします。

5-1-5：定期巡回の実施

- 不用施設である廃校施設等について2か月に1回巡回し、周辺環境を含めて調査・安全確認を実施し現状把握に努めるとともに、必要に応じて適正な維持管理のための作業を実施します。

5-1-6：マイナンバー制度に関する検討

- 国で示しているマイナンバーカードの取得率に近づけるため、今後の普及計画を策定します。
- 五戸町がマイナンバーカードの利活用で何ができるか調査研究します。

5-1-7：職員の能力向上

- 職員の職位に応じて、基本的な能力の向上に重点を置いた必修研修を受講させます。（基本研修の受講）
- 職員個々の、主体的な能力開発意欲に応じて選択することができる研修を受講させます。（選択研修の受講）
- 自治研修所以外が主催する研修を積極的に受講させます。（連携中枢都市圏及びその他の研修の受講）

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 町の財政状況について関心を持ちましょう。
- ・ ふるさと納税制度を町外在住の知り合いにPRし、活用を促進しましょう。
- ・ マイナンバーカードを取得しましょう。

施策5-2 広域行政・広域連携

■ 施策を取り巻く環境 ■

（広域行政・広域連携）

- 本町では、八戸地域広域市町村圏事務組合（消防・特別養護老人ホーム・介護認定審査・広域計画策定等）、十和田地区環境整備事務組合（し尿処理）、十和田地域広域事務組合（ごみ処理）等に参加し、行政遂行の合理化を図っています。
- 平成21年度に八戸圏域定住自立圏を形成し、緊密な連携のもと、ドクターカーの運行や路線バス上限運賃化など、各種連携事業を積極的に展開することで、圏域全体における生活関連機能サービスの向上に取り組んできました。
- 平成29年3月には、これまでの八戸圏域定住自立圏から八戸圏域*連携中枢都市圏に移行し、連携協約が締結され、更なる都市機能の強化・充実に向けて定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実に努めるとともに、自立に必要な経済基盤の整備促進に取り組んでいます。

*連携中枢都市圏：

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」に取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とするもの。

- ドクターカーの運行により、尊い命が救われ、その出動回数は増加傾向にあります。また、一刻を争う救急医療を確保していくには、中核病院との連携した取組が必須となっています。

図表 ドクターカー・ドクターヘリ運行実績（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ドクターカー（件）	43	35	55	47	52
ドクターヘリ（件）	44	39	35	43	30

資料：八戸市民病院

■ 施策の目指す姿 ■

- 本町が加入する、広域行政事務組合によって共同処理が行われ、経費削減が図られています。
- 八戸圏域連携中枢都市圏構想に基づき、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」等、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実が図られています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

5-2-1：近隣市町村との連携による広域行政の推進

- 広域的な生活課題に対応するため、近隣市町村との連携・協力のもと、それぞれの特性をいかした機能分担や共同処理等を進めるため、調査研究するとともに規模等に応じた費用を負担することにより、効率的な行財政運営を推進します。
- 下水処理は、現処理場が平成元年の供用開始後 30 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、処理能力に余裕のある十和田市の下水処理場に前処理施設を整備し、施設運営の効率化を図ります。

5-2-2：八戸圏域連携中枢都市圏による近隣市町村との連携

- 連携協約に基づく、10 の連携施策のもとに展開される事業を推進します。
- 中核病院と連携した効率的なドクターカー、ドクターヘリの活用を図り、救急医療にとって重要な病院での診療前の救護や病院間での医療連携に取り組みます。
- 病院間での医療連携及び医師派遣により、安定した適切な医療サービスを受けられる環境を整備します。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 広域化のメリットが発揮できるよう、近隣市町村への協力や活動に、参加・協力しましょう。
- ・ 救急車の適正利用に努めましょう。

第6章 五戸の未来を共に考え行動する

共創（協創）のまち（住民協働・地域活動分野）

1 住民協働・地域交流施策の大綱

前期基本計画では、住民協議会設置に向けた事業展開の1つとしてごのへみらい会議を開催するなど、様々な主体が役割を持って関わられるよう、地域活動の取組を共有する仕組みづくりに努めました。

また、お互いの人権を尊重し、平等な社会参画の実現に向けた啓発活動や姉妹都市との産業に関する情報交換、交流を図り、様々な分野で地域活性化につながる取組を推進してきました。

後期基本計画では、地域に寄り添い、実情に応じた対策を講じるなど、地域における様々な暮らしの課題を解決し、協働によるまちづくりや地域コミュニティ活動を担う人材の育成を図るとともに、地域や家庭で男女がお互いの権利を尊重しながら協力し、支え合える男女共同参画社会を築いていきます。

また、町外からの知識や人材交流を通じて、文化、産業経済、スポーツ等、様々な分野で地域活性化を図る地域間交流を引き続き推進します。

2 各施策での取組指針

施策6-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり

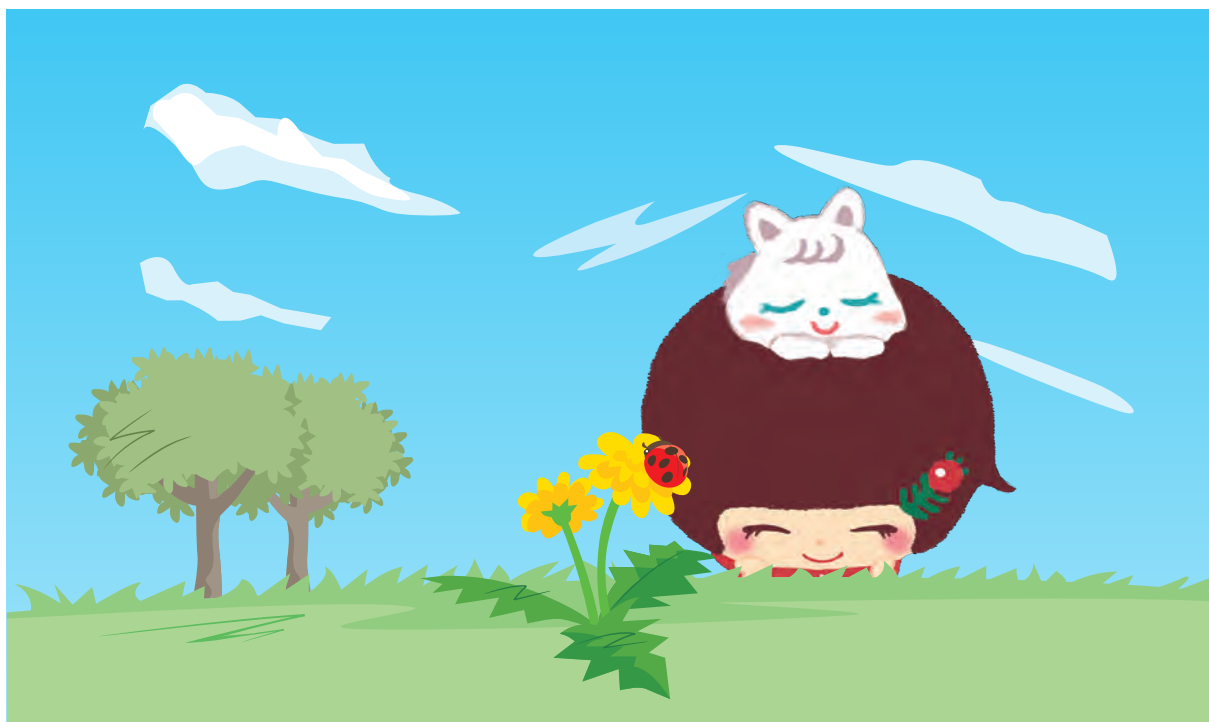
- 地域コミュニティの重要性、実際の地域活動の状況等について把握し、活動拠点施設の計画的な改築、整備を行うとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成に取り組みます。
- 「五戸町まちづくり基本条例」に基づき、住民と行政がそれぞれの役割を担い、協力しながら課題解決を行う体制の強化に努めます。
- 住民が地域に関心を持ち、住民同士が連携しながら、暮らしの様々な課題を解決できるよう、地域住民の交流・ネットワークを構築するほか、未来の五戸町にとって必要な施策を住民自らが考え行動する場を創出します。
- 集落における生活機能の低下が心配される地域には、地域づくりの活動を支援するとともに、その他集落にあっても、地域の実情に応じた対策を講じ、将来にわたり安心して生活できる集落の形成に努めます。

施策6-2 人権・男女共同参画

- 住民一人一人が人権意識を高め、互いを認め合う社会が形成されるまちを目指します。
- 男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくりを進めるほか、政策・方針等決定の場への女性参画の拡大に取り組みます。

施策6-3 地域間交流

- 国際交流事業及び姉妹都市交流事業を通じた国際化に対応できる人材の育成及び友好親善交流の推進を図ります。
- 首都圏からの移住・定住、関係人口構築を進めるとともに、地域間での交流を通じて、地域や企業の活動支援、課題解決につながる機会を創出します。交流等、多くの住民が交流を経験できるよう、住民主体の活動を推進します。
- 近隣市町村との交流、住民レベルでの交流等、多くの住民が交流を経験できるよう、住民主体の活動を推進します。



施策6-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり

■ 施策を取り巻く環境 ■

（自治会活動）

- 少子高齢化により、地域コミュニティの維持が困難になってきており、町主催のイベント等の活気が薄れ、地域活動も衰退してきています。
- 地域づくりの活動を支援するため、自治会長会議において町政等に対する質問や要望等をいただき、将来にわたり安心して生活できる集落の形成に努めています。
- 町の広報手段として広報紙、ホームページ及びケーブルテレビ等において、各広報媒体の特徴をいかした情報発信を行ってきました。今後は、情報を受け取る側の利用状況や意見などを把握し、多様化するニーズに対応した効率的な情報提供に努める必要があります。

（協働によるまちづくり）

- 近年の人口減少や生活様式の多様化に伴い、地域のコミュニティ機能が低下してきています。町内では各自治会を始め、様々な地区単位の組織による活動が行われており、伝統行事やスポーツ・文化活動、環境活動等、実施されていますが、少子高齢化による世代人口の偏りにより、様々な活動に支障が出てきています。地域によっては、管理や運営費の捻出に苦慮している団体もあり、集落の実情にあった支援策が求められています。
- 地域づくりの成果はすぐには表れにくく、積み重ねにより築かれるものであるため、事業内容を見直しながら継続していきます。
また、生活機能の低下が心配される地域には、地域づくりの活動を支援するとともに、その他集落にあっても、地域の実情に応じた対策を講じ、将来にわたり安心して生活できる集落の形成に努めます。
- 行政においても、協働のまちづくりに向けてこれまでの役割を見直したり、住民の自発的な取組を促進していくことが重要になってきています。
- 今後は、共生を基本に地域で共に支え合う、心豊かなコミュニティ機能を形成し、共に助け合い協働するネットワークの構築を図りながら、活動が活発に行われるよう、環境を整備していく必要があります。

図表 地域づくり補助金交付件数の推移（平成26～30年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域づくり補助金交付件数（件）	4	4	5	9	9

資料：総合政策課

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 住民自らが、積極的に地域コミュニティについて主体的に考え、関係機関と連携しながら行動できる「協働のまちづくり」が進んでいます。
- 自治会活動を通じて地域の連帯感が深まり、地域課題の解決へ向けた取組が実践されています。
- 住民のニーズに合った、広報媒体による情報発信手段が確立しています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

6-1-1：地域コミュニティ・協働体制の強化

- 各集落の会合等で、支え合いの意識を醸成し、自治会のあり方を検討し、地域活動の活性化につなげます。
- 住民と行政が協力しながら課題に取り組み、まちづくりを進める体制の強化を図ります。

6-1-2：集落対策の推進

- 各自治会からの要望を聴き協議する場を設置し、集落の実情に応じた対策を進めます。

6-1-3：広報・広聴活動の充実

- 広報紙、ホームページ及びケーブルテレビ（五戸ちゃんねる）の内容充実を図るとともに、各種施策に住民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、懇談会等による意見聴取や各種団体における広聴活動等、住民と行政の相互のコミュニケーションを推進します。
- 広報紙、ホームページ及びケーブルテレビ（五戸ちゃんねる）を活用し、本町の魅力や行政情報の発信活動を推進します。

6-1-4：まちづくりに係る人材育成、活動支援

- 住民、自治会、その他の団体と協働を基本とするまちづくりを展開していくため、住民が主体となって取り組む地域づくり活動に対し、五戸町地域づくり事業補助金を交付します。

6-1-5：コミュニティセンター施設の整備

- 継続的な地域コミュニティ活動が実践されるよう支援するため、老朽化したコミュニティセンター施設の更新を行います。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・住んでいる地域に関心を持ち、イベント・地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・身近なコミュニティ（ご近所付き合い）を大切にしましょう。
- ・町の広報紙やホームページ、五戸ちゃんねる等、町政に関する情報の把握に努めましょう。



施策6-2 人権・男女共同参画

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(人権問題・虐待)

- 児童虐待や配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）、高齢者や障がいのある人への虐待（身体的・心理的・性的・経済的など）が全国的な問題となっています。
- 女性・子供、高齢者、障がいのある人等への差別や偏見、暴力など様々な人権問題が存在しているほか、インターネットの普及により、不特定多数による書き込みによるいじめなど人権侵害になりかねない行為への対策が必要となっています。

(男女共同参画)

- 近年の男女共同参画をめぐっては、女性の活躍推進、働き方改革の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など、多くの課題があります。
- 国においては、労働者の暮らし方や家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方の普及を目的とした「働き方改革」の取組が進められています。
- 今後、ますます人口減少が進む中で、男女共同参画を推進し、多様な個人の能力の発揮による労働参加率の向上、社会に価値をもたらす新たな技術やアイデアが創出されることで、経済成長を加速していくことが期待されています。
- 本町では、五戸町男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画を阻害する問題の解決を図り、責任を分かち合うよう、事業の推進及び啓発が展開されています。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 人権問題に対して正しい認識を持ち、互いの権利が尊重されています。
- 家庭や地域、職場等において男女共同参画への意識が浸透し、一人一人の個性と能力を発揮した活力あるまちづくりへの取組が進んでいます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

6-2-1：人権教育、人権啓発の推進

- 性のあり方や年齢、障がいの有無、出身地、国籍等にかかわらず、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。
- 様々な体験活動での人間的なふれあいや道德教育を通して、いじめの防止、様々な人権意識を育みます。
- インターネット掲示板の書き込み等、社会の情報化に伴う新たな人権侵害についても、様々な機会を通じて啓発を行います。

6-2-2：男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会の形成に向け、その指針となる男女共同参画計画に基づく取組を推進します。
- 家庭や地域、職場において男女共同参画の意識づくりを進め、仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、政策・方針決定の場への女性参画の拡大等に取り組みます。
- 働きやすい職場づくりと雇用の促進とともに、子育て支援や介護の充実、働き方の見直しに向けた意識啓発などを通じて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 差別やいじめ、虐待等の人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。
- ・ 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょう。
- ・ 事業所では、性別にとらわれない職場や仕事と生活が調和できる労働条件の整備に努めましょう。

施策6-3 地域間交流

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(国際交流)

- 近年の国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球規模に拡大されており、地域においても国際的な視野に立った戦略・事業運営が不可欠になりつつあります。
- 本町では、五戸町国際交流協会と連携し、三沢米軍基地との交流事業（国際交流事業）や姉妹都市交流事業を実施しており、住民の国際感覚の醸成や異文化理解力の向上のため、継続的な国際交流の推進が求められます。
- 国籍を問わず誰もが、地域社会の構成員として共に生活し、誰にとっても住みよい地域における多文化共生の推進が求められています。

(地域間交流)

- 国内や近隣市町村を始め、町内集落間等、町内外における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、幅広い分野で交流を進めながら、互いの地域が発展に向けて連携、協力する必要があります。
- 八戸圏域連携中枢都市圏の市町村は、事業間での連携体制を図るだけでなく、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが求められており、圏域の経済をけん引し、住民全体の暮らしを支える役割を担うことが求められています。

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

- 国際的な感覚や広い視野を持った住民が増え、町内で国際理解と国際交流の輪が広がっています。
- 地域間、関係団体間の交流を通じて、より広い視点で地域の発展を考える機会が増えています。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

6-3-1：国際化に対応した人材の育成

- 学校教育や生涯学習における外国語教育や国際理解教育の充実を図り、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

6-3-2：国際交流の推進

- 五戸町国際交流協会と連携し、住民参加による三沢米軍基地との交流事業、姉妹都市交流事業等を継続して実施します。

6-3-3：移住・定住、関係人口構築の推進

- 近隣市町村と連携した移住・定住事業を進めるとともに、地域や企業の活動支援、課題解決を図り、人材育成や関係人口の創出を図ります。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 国際交流事業や姉妹都市交流事業へ積極的に参加し、国内外を問わず、多様な地域文化への理解を深めましょう。
- ・ 移住者の受け入れや町内外との関係人口の構築により、地域活動を維持・変革していく意識を持ちましょう。



資料編

資料 編

資料 1 五戸町総合振興計画審議会条例

昭和43年3月30日条例第8号

改正 平成16年6月14日条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、五戸町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(審議会の設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため審議会を設置する。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 国又は県の地方行政機関の職員
- (4) 町内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 自治会が推せんする者
- (7) 町の職員

3 委員の任期は当該諮問事項に係る答申をもって終了するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月14日条例第51号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

資料2 五戸町総合振興計画審議会 委員名簿

役	職	氏 名
五戸町教育委員会	教育委員	柿 本 孝 志
五戸町農業委員会	職務代理者	大 沢 トモ子
五戸警察署	署長	附 田 星
三八地域県民局地域連携部	部長	久 保 敏 隆
五戸町消防団	副団長	類 家 利 光
五戸町連合婦人会	副会長	江 渡 ま き
五戸地区交通安全協会	事務局長	野 崎 完 予
五戸町商工会	青年部長	三 浦 琢 弥
五戸町観光協会	会長	境 寛
八戸広域農業協同組合	代表理事常務	小 原 良 洋
五戸町社会福祉協議会	会長	○ 向 山 裕
五戸町保健協力員会	会長	三 浦 浩 子
五戸町民生委員児童委員協議会	児童委員部会長	新井山 洋 子
五戸町教育振興会	会長	◎ 齋 藤 正 榮
五戸町体育協会	副会長	高 橋 亮 三
五戸町連合父母と教師の会	会長	高 橋 康 之
五戸町国際交流協会	副会長	立 花 陽 一
学識経験者（五戸町教育委員会の事務の点検及び評価に関する点検・評価助言委員）		新 原 秀 郎
五戸町自治会長連絡協議会	会長	柏 崎 正 雄
五戸町職員	主事（総合政策課）	鳥 越 由 姫 子

◎審議会会長 ○会長職務代理者

団体名・職名については、令和元年12月17日現在

資料 3 第 2 次五戸町総合振興計画後期基本計画の 策定に向けた取り組みについて

1 住民アンケートの実施

1) 一般住民への調査

調査期間	2019 年 2 月
調査方法	郵送配付・回収
調査対象	町内にお住まいの満 16 歳以上の方
抽出方法	総勢 2,100 名を住民基本台帳から年代別無作為抽出
調査内容	住民意識・町政全般に関すること 1. あなた自身のこと 2. 住民の幸せ実感度・五戸町での暮らしについて 3. 五戸町の取り組みについて 4. 人口減少の抑制への取り組みについて 5. 五戸町のこれらからのまちづくりについて 6. 働くことについて（40 歳未満の方） 7. 移住や定住、地域での暮らしについて（40 歳未満の方）
回答者数	764 名
回 答 率	36.4%

2) 小中学生への調査

調査期間	2019 年 1 月
調査方法	学校配付・回収
調査対象	町内にお住まいで町内の小中学校に通う児童生徒 （小学 5 年生、中学 2 年生）
抽出方法	調査対象となった全ての児童生徒
調査内容	五戸町のこと、まちでの暮らしに関すること 1. ご自身のことについて 2. まちのことについて 3. まちでの暮らしについて 4. 今後のまちづくりについて
回答者数	212 名
回 答 率	100.0%

2 前期基本計画の施策評価・後期基本計画の施策構築

目 的	後期基本計画素案の作成に当たり、これまでの施策の実施状況を点検・評価し、今後の方向性について検討し、後期基本計画の施策に反映することで、より実効性の高い計画を目指す。
実施方法	施策評価（構築）⇒施策を担当している部署において実施 施策に関するヒアリング⇒企画財政課担当職員同席のもと担当課が作成した施策構築シートの内容等について委託業者が担当課に対し実施
実施時期	前期基本計画施策評価 2019年6月 後期基本計画施策構築 2019年10月 委託業者によるヒアリング 2019年11月中旬

3 素案に関するパブリックコメントの実施

目 的	第2次五戸町総合振興計画後期基本計画（素案）について、広く住民、団体等の意見を反映させることを目的とする。
実施方法	第2次五戸町総合振興計画後期基本計画（素案）を町ホームページ上に掲載し意見募集を実施した。
実施期間	令和2年1月17日（金）から令和2年1月31日（金）まで

資料 4 五戸町総合振興計画審議会の開催状況

月 日 ・ 場 所	協 議 内 容
令和元年 12 月 17 日 役場 3 階 第 1・2 委員会室	審議会委員委嘱 第 1 回五戸町総合振興計画審議会 案件（１）会長の選任について 町長から会長に対し諮問書交付 案件（２）職務代理者の指名について 案件（３）第 2 次五戸町総合振興計画後期基本 計画策定に向けた取組について
令和 2 年 2 月 4 日 役場 3 階 第 1・2 委員会室	第 2 回五戸町総合振興計画審議会 案件（１）第 2 次五戸町総合振興計画後期基本 計画（案）について
令和 2 年 3 月 4 日 役場 3 階 第 1・2 委員会室	第 3 回五戸町総合振興計画審議会 案件（１）第 2 次五戸町総合振興計画後期基本 計画（案）について
令和 2 年 3 月 30 日	審議会会長から町長に対し答申書交付

資料5 諮問

五 企 第 1 7 2 号
令和元年12月17日

五戸町総合振興計画審議会
会 長 斎 藤 正 栄 殿

五戸町長 若 宮 佳 一

第2次五戸町総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

第2次五戸町総合振興計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

資料 6 答申

令和 2 年 3 月 3 0 日

五戸町長 若 宮 佳 一 様

五戸町総合振興計画審議会

会 長 斎 藤 正 榮

第 2 次五戸町総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和元年 1 2 月 1 7 日付け五企第 1 7 2 号で諮問のあった表記の件について、審議会の意見は下記のとおりです。

記

第 2 次五戸町総合振興計画後期基本計画（案）は妥当なものと答申します。

五戸町民憲章

1. 私たちは、郷土を愛し
清潔で美しい町をつくります。
2. 私たちは、心と体をきたえ
健康で明るい町をつくります。
3. 私たちは、善意をひろめ
人情あつく温かい町をつくります。
4. 私たちは、生きがいを持ち
豊かで活力のある町をつくります。
5. 私たちは、伝統を重んじ
教育と文化のかおる町をつくります。

昭和59年8月30日制定



町の木「オンコ(イチイ)」

イチイ科の常緑針葉樹。材は優秀で、建材・家具・彫刻材などに用いられ、当地方では古くから生垣や床柱として利用されています。

呼び方の“オンコ”はアイヌ語からでたものと言われています。

(昭和50年7月1日制定)



町の木「赤松」

赤松は、この地方の風土に適した常緑針葉樹で、古くから建築用の木材として利用されている他、観賞用の庭木や盆栽等に広く愛用されています。

(平成16年7月1日制定)



町の花「キク」

キクは、東洋の最も古い観賞植物で、当地方には隆盛期の江戸時代に伝わってきたと思われます。観賞用として受け継がれている五戸菊と称するものが数種あります。

(昭和50年7月1日制定)



町の鳥「白鳥」

白鳥は、数年前から飛来してきており、非常にめでたいものとされています。羽数はまだ少ないものの、もっと飛来してくるような自然豊かな町にしていきたいという願いを込めています。

(平成16年7月1日制定)

第 2 次五戸町総合振興計画 後期基本計画

令和 2 年 11 月 発行

発行者 五戸町役場

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1

電 話：0178-62-2111(代表)

F A X：0178-62-6317

町ホームページ：http://www.town.gonohe.aomori.jp



ご五戸の
おんこちゃん

